

*South China - Asia Business Report*Vol. 55
September
2016

華南・アジア ビジネスリポート

CONTENTS

Briefs & Editorial

Topics

フィンテックの特色と問題点ならびにアジアにおける可能性
～ビットコインを支えるブロックチェーンに関する考察～…………… 3

香港における事業再編
～「新会社条例」による最新合併事情…………… 8

2025年の製造強国入りを目指す中国の新製造業振興策
～中国商務部国際貿易経済合作研究院への委託調査から～………… 11

Regional Business

Thailand

タイにおける固定資産の管理と税務処理…………… 15

Vietnam

ベトナム現地法人設立直後の労務・税務上の検討事項…………… 18

India インドビジネス最新情報 [21]

日印社会保障協定の発効…………… 26

Singapore / Hong Kong

退職後の競業禁止義務から学ぶ英国法系国のポリシー…………… 30

China

中国における事業撤退の要点～自主清算の事例から～…………… 33

China 解説・中国ビジネス法務 [23]

2016年食品安全重点活動計画および企業の留意点…………… 38

Macro Economy

アジア経済情報: マレーシア…………… 43

Briefs

Topics

フィンテックの特色と問題点ならびにアジアにおける可能性～ビットコインを支えるブロックチェーンに関する考察～

ICT 技術と金融の融合とも、IT を駆使した新たな金融サービスともされるフィンテック (FinTech) は今や、金融のみならず、さまざまな業界をも巻き込みながら、ますます広がりを見せようとしている。フィンテックとは何か。そして、日本や中国では今、フィンテックがどのように活用されようとしているのか。フィンテックの特色と課題、そしてアジアにおける可能性について考察する。

香港における事業再編～「新会社条例」による最新合併事情

中国・アジアの組織再編を検討する企業が増える中、香港では同一グループ傘下にある既存法人の合併事例が増え始めている。一昨年3月の香港会社法改正後、税務当局のガイダンス発表を経て、ようやく現実的な選択肢となりつつある足もとの合併事情について、概要と実務上の留意点を解説する。

2025 年の製造強国入りを目指す中国の新製造業振興策～中国商務部国際貿易経済合作研究院への委託調査から～

中国の製造業はいま、経済構造改革、また新興国の追い上げにも直面する中で、技術力、ブランド力などのグレードアップに迫られている。これについて中国政府は先ごろ、製造業の新たな振興策「中国製造 2025」を打ち出した。ここでは、みずほ総合研究所が中国商務部国際貿易経済合作研究院 (商務部研究院) に委託した「中国製造 2025」にかかる調査報告書で明らかにされた注目点を紹介する。

Regional Business

[Thailand] タイにおける固定資産の管理と税務処理

製造業の多いタイでは、大規模な工場や製造機械・設備を抱える企業が少なくない。これら固定資産の会計・税務処理、および管理にあたっては、法規に基づいた明確な社内規定を作成した上で、当該規定に基づいて運営していくことが必要になる。ここでは、減価償却計算法や、実務上の留意点、および固定資産の除却・売却にかかる取り扱いについて説明する。

[Vietnam] ベトナム現地法人設立直後の労務・税務上の検討事項

前回 (16 年 5 月号掲載) の現地法人設立にあたっての事務上の検討事項に続き、今回は設立直後に留意

すべき労務上・税務上の検討事項についてまとめた。駐在員のビザと労働許可証の取得や、現地従業員との労働契約の締結および就業規則の作成など、運営上不可欠な労務管理のほか、税務面では、ベトナム特有の外国契約者税などについて解説する。

[India] インドビジネス最新情報 [21] 日印社会保障協定の発効

在インド日系企業から長らく期待されていた日印社会保障協定が 16 年 10 月 1 日に発効することになった。日本とインドでは、両国ともに年金制度への強制加入に関する法令があり、年金保険料を両国に支払わなければならない一方、日本からの駐在員は、インドでの年金受給権を得るための期間の要件を満たすことなく帰任することが一般的で、掛け捨てとせざるを得

ない状況が続いていた。ここでは本協定の適用対象と要件、過去の年金保険料の取り扱い、および両国の社会保障制度が日系企業に与える影響を分析する。

[Singapore / Hong Kong] 退職後の競業禁止義務から学ぶ英国法系国のポリシー

アジアには英国法系の制度を持つ国・地域が香港、シンガポール、マレーシア、インドなど複数あり、各々で現在使われている法律も、英国法の影響を受け、非常に似た制度として発展してきている。今回は、取締役や執行役員など事業のキーとなる者との雇用契約において、契約終了後の一定期間、一定地域内でその会社の事業と競合する事業を行ったり、競合事業を行っている企業で勤務することを禁止する、いわゆる競業禁止義務について各国の規制を比較する。

[China] 中国における事業撤退の要点～自主清算の事例から～

中国・華南地域では人件費など運営コストの高騰を受けた製造業のアセアン・シフト等に伴い、日系企業の合併、持分譲渡、清算などの再編・事業撤退案件が大幅に増えている。本稿では、事業撤退案件のうち、最も難易度が高いといわれる自主清算の実際の案件を事例に、自主清算に関連するプロセスおよびリスクを紹介する。

[China] 解説・中国ビジネス法務 [23] 2016 年食品安全重点活動計画および企業の留意点

中国政府が食品の安全確保に向けた取り組みや今後の方向性を示した 2016 年の食品安全重点活動計画が先ごろ公布された。食品関連の事業にかかわる企業にとって中国の食品市場は引き続き重要な市場である半面、食品安全関連の規制は、必要となる許認可、クリアすべき規制が多く、かなり複雑なものとなっている。たびたび発生する汚染食品の流通を受け国民の関心も高まる中、当該計画の概要を紹介するとともに、企業としていかに適切な対応をとっていくか、留意すべき事項について述べる。

Macro Economy

アジア経済情報: マレーシア

16 年 1Q の実質 GDP 成長率は前期比年率 +4.2% で、15 年 4Q の同 +5.0% から低下した。景気実態は成長率が示すよりも低迷していたとみられる。16 年を展望すると、欧米経済の緩やかな回復を受けて輸出は持ち直すものの、財政政策は緊縮モードであり、成長率は低下するだろう。17 年は輸出の緩やかな回復が続く、輸出関連業種を中心に設備投資にも明るい動きが波及する見通しである。成長率は 16 年が +3.7%、17 年が +4.3% と予測する。

Editorial

ついにこの夏、アジア各国でもリリースされた「ポケモン GO」。日本文化に馴染みが深い香港でも爆発的なブームを巻き起こしており、これに便乗したキャンペーンや新たなビジネスの登場もあとを断たない。週末の公園を訪れれば、30 度を超える気温と真夏の強い日差し、そして 90% を超える湿度にもめげず、スマホを片手にぞろぞろと歩く人々の姿が。年代も幅広く、家族や友人同士、カップルで楽しむ姿がそこかしこで見られた。

このブームがいつまで続くのかは不明だが、つい冷房の効いた室内にこもりがちな我が身を振り返りつつ、ポケモンを探しながらのゆっくりウォーキングは、案外良いエクササイズと家族のコミュニケーション・ツールになるのでは、と感じている。



フィンテックの特色と問題点 ならびにアジアにおける可能性

～ビットコインを支えるブロックチェーンに関する考察～

大野 泰周

みずほ銀行決済営業部香港駐在

フィンテック（FinTech）という言葉がメディアに登場して久しい。ICT（Information and Communication Technology）技術と金融の融合とも、IT を駆使した新たな金融サービスともされるフィンテックは、米シリコンバレーから瞬く間に世界へ、さらには金融以外のさまざまな業界をも巻き込みつつ、ますます広がりを見せようとしている。フィンテックとは、そしてアジアでは今、フィンテックがどのように活用されようとしているのかについて考える。

フィンテックの特色は原点回帰

フィンテックが大規模な装置産業と化した現在の金融へのアンチテーゼとして注目を浴びている。その特色を一言で言えば原点回帰だ。

フィンテックを代表する事例が、クラウドファンディングだろう。新しい消費財（衣料品や雑貨など）を企画した生産者が将来の購入者をネット上で募り、生産費用を調達する仕組みが有名である。現在のネット文化を利用した最先端の仕組みであるが、基本の発想は古典的だ。東京の秋葉原が電気街からアニメの聖地に移行する時期にはオリジナルフィギュアの販売で同様のことが行われていた。当時の秋葉原には、大量の製作者（ラジオペンチによる加工が得意な電気マニア）と大量のアニメ映画マニアが集っていたために、現実世界で実現したのだ。広義の注文生産であり、同様の事例は経済史上、門前町などの人の集まる場所で数多く見ることができる。

フィンテックを代表するもう一つの事例がビットコインならびにそれを支えるブロックチェーン（分散台帳）技術だろう。クラウドファンディングがプレ金融的またはスタートアップ的な金融としての位置づけなのに対して、ビットコインには中央銀行や CSD¹などが注目している。

ビットコインの本質は何か。仮想通貨と呼称されるが、仮想通貨とは国家や中央銀行などが正式に発行した通貨ではないという意味であろう。だがそうだろうか。通貨は、穀物や布、金や銀という国家に関係なく存在する実物であった時代の方が長いのだ（次頁図表1）。日本の紙幣が金の価値への依存を外れてからまだ 100 年経っておらず、国際決済資金としての米ドルと金の兌換が停止されてからまだ 50 年経っていない。現在、見慣れている円や米ドルなどの不換紙幣は、歴史的には仮想通貨と呼ばれるべき存在なのかもしれない。

¹ Central Securities Depository（証券集中保管機関）

一方、ビットコインは金と同等の通貨としての資質を備えている。通貨としての資質とは何か。金の特色はピカピカした見栄えであるが、見栄えが直接的な資質なのではない。世界中で価値を認められて流通することが通貨としての資質になっている。一方のビットコインはピカピカしていない。だが、既に世界で価値を認められ流通している。金と同様に通貨としての資質を備えていると言ってよいだろう。

金のもう一つの特色は不変性である。これは穀物や布、銀などに比べて金が通貨として圧倒的に優れている点である。ビットコインはどうか。ビットコインとは A から B への移転の記録であり、コンピューターネットワークの中で存在する単なるデータである。本来はいつ無くなってもおかしくない不安定なものだ。だが分散台帳という技術によってこのデータは改竄不可能な存在となっている。このことがビットコインを金と同等に通貨としての資質があるものにしているのだ。

ビットコインの本質は、中銀を不要とする金の時代に回帰した通貨という点にある。現在の通貨体制に大きなインパクトを与える可能性があり、中央銀行が強い関心を持つのは当然である。

秘匿性とガバナンスの欠除を改善するためには、ビットコイン技術の根幹が揺らぐ可能性あり

各国の中央銀行が分散台帳技術にどのような意見を持っているか不明だ。明確な意見表明はこれ

【図表1】日本の貨幣年表

	貨幣の価値の根源		
	国家の信用	国家の信用 + 素材の価値	素材の価値
古代		銭	金 銀 絹布 米
中世		銭	金 銀 絹布 米
近世 近代	兌換紙幣	小判 金貨 銭	
現代	銀行券		Bitcoin

(資料) 日本銀行金融研究所資料等から筆者作成

からだと思われる。一方で積極的にコメントをした組織がある。SWIFT と ESMA だ。

SWIFT は銀行間通信を提供する存在であり、ESMA は通貨ではなく証券の欧州規制当局である。ただし資金決済と証券決済の規制には近似点が多く、中銀による仮想通貨規制も同じような論点となる可能性が高い。その点で両者の見解は注目に値する。SWIFT も ESMA も論点整理という形式での発表であるが、その論点からは、欧米規制当局が考えるビットコインならびに分散台帳技術の問題点が透けて見える。

両者が第一に挙げているのが秘匿性の欠如である。日本をはじめ多くの国で口座残高情報は個人情報として保護の対象になっている。法人の口座残高情報であっても、非公開情報として、やはり口座管理機関は情報の保護が義務付けられているのが一般的だ。一方で、分散台帳技術の根幹は透明で改竄できないことだ。中央集権的な管理者が不在であるために、相互監視が原則であり、そのために必要な基本ルールの一つが透明性である。

もちろん、対応できない訳ではない。現在さまざまな分散台帳技術が開発中であり、暗号化による情報の秘匿化を自社技術の長所とする製品が存在する。ただしその暗号化された分散台帳はビットコインを支える技術とは別のものと考えべきという意見がある。それはビットコインが蓄積してきた信頼性を移転できない技術ということであり、利用するにはハードルが高い。

ESMA は暗号化に対して新たな論点を提示している。暗号化した場合は正当な監査に懸念があるというものだ。分散台帳が暗号化されているとは、世界中のすべての台帳が暗号化されているということになる。よって監査を行うべき法定帳簿は暗号化された文字の羅列になってしまう。現在の日本では解読不能な文字の羅列は預金台帳や振替帳簿としては認められていない。

両者が指摘しているもう一つの論点が、ガバナンスの欠如である。規制団体である ESMA の主張は当然だが、民間銀行の出資で設立された SWIFT が主張するガバナンスには SWIFT の普及にかかる背景の説明が必要だ。

SWIFT の普及理由はフォーマット化にある。Telex の時代、外国為替部門に配属された新人の仕事は早朝の受信 Telex の仕分けであった。Telex を読み、輸出か輸入か LC か単なる荷為替手形の通知かなどを瞬時に判断し、仕訳する仕事である。新人にとって大変な苦行であったが、その苦行は SWIFT 導入と同時に無くなる。電文は紙に出力されることなく、システムにデータとして自動入力されるようになったからである。通信の標準化は 1989 年の G30 の勧告でさらに大きな意味を持つようになる。G30

が推奨する自動照合や DVP 決済²は SWIFT 標準がなければ実現できなかったからだ。SWIFT は世界標準のために世界中の金融機関の意見を吸い上げ、まとめ上げる仕組みを作り上げた。これが SWIFT の言うガバナンスだろう。

両者の主張を合わせれば、分散台帳の世界に、顧客情報保護とガバナンスを導入せよ、ということだ。ESMA は分散台帳技術を証券インフラの代替とするならば現在の規制の対象とするという考え方であり、SWIFT はデータ標準化のために電文データの整合チェックが不可欠であることから SWIFT Network を利用すべき、という主張だ。

いずれの主張を受け入れる場合でも、分散台帳技術の持つ安価で軽便という特色は大幅に失われるものと思われる。このままでは分散台帳技術は、時代の仇花で終わるのかもしれない。

中国には、欧米と異なる可能性が広がる

一方、本年1月、中国人民銀行が独自の仮想通貨の開発に向けて研究を行っていることが報道された。ビットコインは規制しきれないため、独自の仮想通貨の発行を目指すというものだ。いろいろと疑問がわく報道である。国家が通貨と言え、それは通貨となる。金本位制の時代ではないのだ。なぜわざわざ仮想通貨と呼称するのか。規制逃れを目的にビットコインを利用している者が、なぜ国家が規制をかけている仮想通貨を使うのか。利用者など存在するのか。

² DVP とは、Delivery Versus Payment の略で、証券の引渡し(Delivery)と代金の支払い(Payment)を相互に条件を付け、一方が行われない限り他方も行われないようにすることをいう。

しかしながら、国際間の決済を担う通貨として想定しているなら理解できる。国際間の決済では中国が勝手に通貨を創造することはできない。だがビットコインには金のような資質がある。IMF が 1969 年に創設した特別引出権 (SDR³) のようなものを作ることができるかもしれない。SDR の信頼性は IMF という欧米が作った国際組織によって支えられているが、ビットコイン技術により SDR に匹敵するような新たな仮想通貨を作れる可能性はゼロではない。中国は 2009 年、米国ドル基軸通貨体制から SDR 基軸通貨体制に移行するために、SDR 債券市場を形成すべきと主張しているが、考え方は極めて近い。

中国は、分散台帳技術を中国国内の証券決済制度に利用することも可能だ。

例えば日本の CSD である証券保管振替機構には、直接参加者である口座管理機関の自己口 (販売会社が自己で有する受益権を記録する口座) と顧客口しかない。CSD が管理しているのは、口座管理機関の自己残高と顧客の残高だけである。一方、中国の CSD である中央国債登記結算有限责任公司 (CCDC) では、最終投資家名で口座を作成している。最大のメリットは CCDC が常時、顧客の残高を監視できることだが、付随的なメリットとして証券会社等のシステム投資が軽便になることが挙げられる。CCDC に以前、CSD と口座管理機関が分業する西欧流の仕組みを説明したが、まったく同意を得られなかった記憶がある。帳簿は最終投資

家レベルまで CCDC で把握すべき、というのが中国当局の強い思いのようであった。

一見、すべての帳簿を平等に取り扱う扱う分散台帳と相容れない考え方のようだが、平等はシステム上の仕組みの話と割り切ることは可能だ。例えば法律で CSD の帳簿のみが正本で、口座管理機関の帳簿は副本 (写し) と規定すれば、現在の中国の構成に極めて近い姿にできる可能性がある。

ネックは個人情報保護法など情報の秘匿である。暗号化により秘匿する方法もあるが、実装例は少ない。帳簿監査が困難など、ガバナンスの問題もある。発想を逆転して利用者が個人情報保護よりも軽便性または経済性を重視した場合はどうだろうか。ビットコインは正にこの前提で運用されている。もし中国が国家として許容したら軽便な証券決済システムが構築できるはずだ。わずか 10 年前までは日本には高額納税者公示制度という、第三者通報制度とペアの制度があったのだ。今でも公人である政治家の資産は公開が原則だ。分散台帳技術を利用した新世代のポストトレードシステムが、中国などのアジア圏から提案される可能性は高いと考える。

では、西欧先進国はどう対応するか。分散台帳技術による極めて効率的なポストトレードシステム。その経済合理性が圧倒的に優れているのであれば、欧米でも利用される可能性は高いと考える。市場は競争により発展するものであり、ポストトレードシステムの画期的なコスト低減は極めて魅力的なためだ。またファンド等の技術を使えば、匿名化を維持することは不可能ではない。現在でも日本の株主名簿を見ると時価総額の 30% を超える海外投資家の株主名は、グローバル・カストディアン名か

³ SDR とは、加盟国の準備資産を補完する手段として、IMF が 1969 年に創設した国際準備資産。SDR の価値は現在、主要 4 通貨からなるバスケットに基づいて決められており、2016 年 10 月 1 日付けで人民元 (RMB) が加わり、5 通貨によるバスケットになる。SDR は自由利用可能通貨との交換が可能で、15 年 11 月 30 日時点で、2,041 億 SDR (2,850 億ドル相当) が加盟国に配分されている。

ファンド名である。絶対にできないということはないのだ。

日本市場でも証券決済に可能性あり

それでは、日本はどのように分散台帳技術と付き合うべきだろうか。

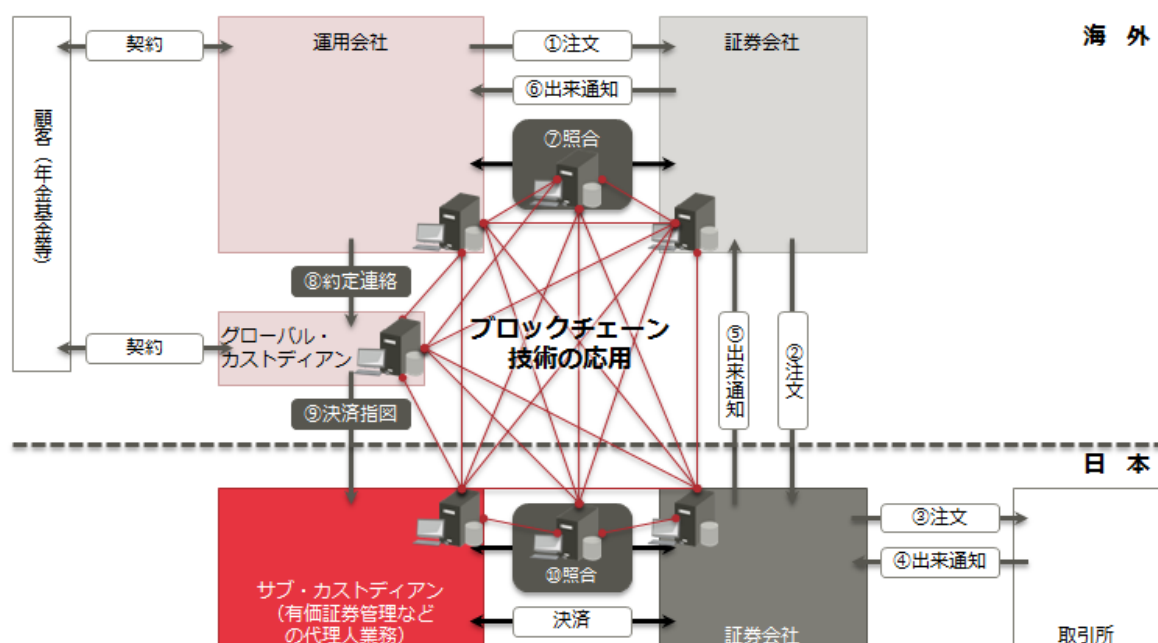
日本には欧米と対抗して新たな金または SDR を作ろうとする野心もメリットも無い。よって仮想通貨としての利用は、円にも米ドルにもユーロにも該当しない管理会計上の仮想通貨、または売買可能なプリペイド+サービスポイントなどとして検討されるのではないと思われる。分散台帳技術を利用するか、従来のサーバー管理方式をとるかは、コスト次第であろう。

一方で証券決済に関しては大きな可能性があると考えられる。ただし仮想通貨として導入するのは困難だろう。海外からの日本株への投資は時価総額の

30%を超えており、秘匿性やガバナンスは欧米と同等のものが求められる。そもそも日本の CSD はまったく証券に依存しない完全な電子化を実現している。もし仮想証券の定義が電子的な残高だけで成立しているという意味であるならば、日本は既に実現しているのだ。

株式などの証券では、ビットコインや金のような自然発生的な通貨のような存在はあり得ない。株券とは会社法で規定された株主権の所有を表すものである。会社が発行して初めて意味を持つものであり、会社に関係ない第三者が勝手に発行して価値を見出せるものではない。よって分散台帳技術を利用する場合には、日本であれば振替法とどのように整合させるかがカギになる。既に、分散台帳技術を活用し、低コスト・低リスクな証券クロスボーダー決済システムを行うための実証実験(図表2)もスタートしており、今後の適用実現が期待されよう。

【図表2】分散台帳技術を利用したクロスボーダー決済のフロー



2016.3.8 プレスリリース「みずほ銀行と富士通、国境を越えた証券取引の決済プロセス効率化に向けた実証実験を実施」から抜粋



香港における事業再編 ～「新会社条例」による最新合併事情～

袁 泉 みずほ銀行 香港営業第一部
中国アセアン・リサーチアドバイザー

国際企業のアジア進出の足掛かりとして活用される香港では近年、新規進出件数が一段落する一方、既存事業の組織ストラクチャーを整理する動きが散見される。かかる企業の動きを受け、香港のビジネス・金融センターとしての国際競争力の更なる向上を目的として、諸規制の最適化およびビジネスの容易化を図るべく、2014年3月、香港において新しい会社条例（以下、新会社条例）が発効した。中でも注目されるのが、企業の合併や減資等、事業再編に関わる手続きの簡素化である。本レポートでは、新会社条例にて新たに導入された同一グループ内企業の合併手続きの適用条件、申請フローおよび留意点につきまとめた。

同一グループ所属企業の合併

合併 (amalgamation) とは、2以上の会社の事業、資産および負債を結合し、元の会社のいずれか一社、あるいは新しく設立した会社に統合する手続きをいう。香港の旧会社条例では合併という概念がなく、2以上の会社の統合は裁判所の承認が必要とされていたため、グループ会社同士の合併は事業譲渡で対応することが多かった。

こうした企業組織再編の円滑化の推進を目的に、新会社条例では、同一企業グループに所属している香港会社に対してのみ、裁判所の関与が不要とされる新たな合併の概念が導入された（以下、適格合併）。当該適格合併の手続きを適用するには、合併対象会社がすべて香港における株式会社 (Company Limited by Shares) でなければならないほか、100%の出資関係（完全保有の親子会社間、または同一親会社の複数の完全子会社間の手続

き）が前提となり、たとえグループで支配権を有している会社でも、100%出資でなければ適用されないことにご留意されたい。

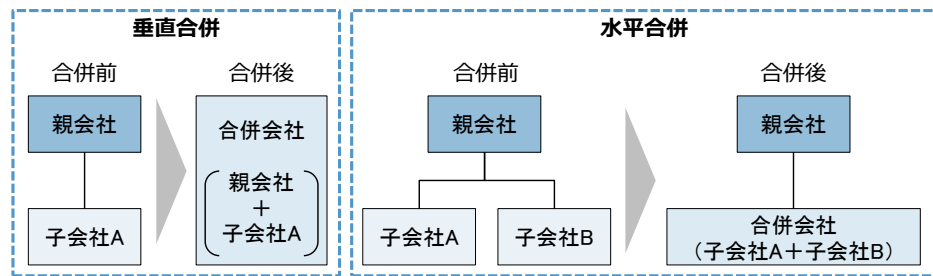
なお、新会社条例の定義上、個人により完全保有される複数の会社の統合は適格合併の対象外となる。また、専門家によれば、海外会社の香港子会社が同一企業グループに該当するか否かについても、会社登記所から明確な表示がされていない。これらのケースにおいて組織再編を検討する場合、専門家に確認した上、まずはグループ内持分譲渡等により、確実に適格合併が適用されるよう、予め出資関係を整理することが肝要だ。

適格合併の申請手続き

適格合併には垂直合併および水平合併の二種類がある。垂直合併とは、親会社と、その完全子会社の間の合併であり、合併後は親会社が存続会社となり、被合併子会社の株式はすべて消却される。

水平合併とは、同一親会社の完全子会社間の合併であり、存続会社となる一方の子会社以外の会社の株式はすべて消却される(図表1)。

【図表1】垂直合併と水平合併



前記の通り、適格合併は100%グループ内の会社間に限られるため、少数株主の権利保護は問題にならないと想定される。一方、債権者の権利保護のため、新会社条例は合併対象会社に対し下記の条件を設けている。

適格合併における債権者保護のための条件

- 合併するすべての会社は十分に支払い能力を有し、合併存続会社は、合併後12カ月以内に負債を返済できる資金的余力を有している。
- 合併対象会社に浮動担保が設定されている場合、合併につきすべての浮動担保の権利者から書面同意を得られている。
- 合併対象会社の資産につき固定担保が設定されている場合、合併につきすべての債権者から書面同意を得られている。

上記条件を充足するため、適格合併の対象会社は資本超過であることが一般的であり、どちらかの会社が債務超過である場合、債権者が不利益を被ると判断され、合併が認められないリスクがある。従って、合併を検討する際には、手続きに先立ち対象各社の債務超過を解消することが必要になると

思われる。日系企業の場合、債務関係については主に親子ローン等のグループ間貸借が想定されるため、債務超過解消に向けた増資、債権放棄やデット・エクイティ・スワップ等の方法が考えられるが、これらに伴い税務コストの発生も想定されることから、合併を検討する前に、まず会社の資本・債務状況を確認し、メリット・デメリットを十分に勘案されることをお勧めする。

なお、会社の支払い能力を証明するには、合併対象会社のすべての取締役が署名する支払能力証明書(Solvency Statement)の提出が必須となり、当該支払能力証明書への署名にあたっては、偶発や将来の負債についても考慮したうえでの合理的かつ十分な検討・判断が求められる。不十分な支払能力証明書により適格合併が行われた場合は、担当取締役個人に対し罰金等が科されることになることもあり得る点につき、注意が必要である。

前記条件をすべて満たすことができる場合、合併申請の手順は次頁図表2の通りになる。すべての書類に不備がなく、かつ債権者等から異議が申し立てられなければ、合併手続き自体はおよそ2～3カ月で完了する。一方、債権者は合併の不許可または修正を裁判所に対して申し立てることができるとしており、申し立てがあった場合は、自社決

議と関係なく、裁判所にて合併の適格性を判断されることとなる。

合併後の会社による繰越欠損金の吸収

通常、グループ内企業の合併を行う理由として、事業の統合や整理が挙げられるほか、累損企業の繰越欠損金の吸収も目的の一つと想定される。

新会社条例が発効した当初、合併会社による被合併会社の繰越欠損金の引き継ぎの可否については、香港税務局から明確なガイドラインが発行されていなかった。そして、この不確実な税務上の取り扱いを原因に、新会社条例発効後も多くの企業が合併の申請を様子見としていた。

かかる事態を解消すべく、15年12月30日、税務局はようやく適格合併にかかる税務ガイドラインを公表し、合併後の会社による被合併会社の繰越欠損金の引き継ぎを明確に認めた。ただし、繰越欠損金を合併後の利益と相殺するには、一定の要件を満たす必要があり、主に①欠損が発生した時点で、合併会社は既に100%同一企業グループに所属し

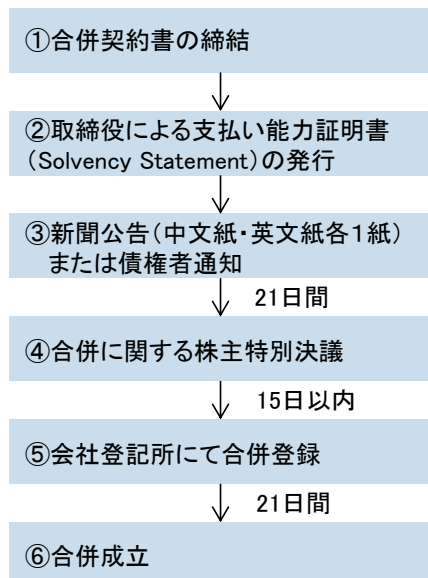
ている、および②欠損は合併の時点までに継続されている事業により発生したものであり、合併後の会社は合併以外の手段によっても当該事業を買収する財力がある、との要件が挙げられている。なお、繰越欠損金は、被合併会社から引き継いだ同一業種・事業により生じた利益とのみ相殺可能であることも規定された¹。

さらに16年1月、税務局は初めて適格合併にかかる事前裁定事例²を公表し、合併後の資産や税務処理を明確化した。潜在的な税務リスクに対処するためにも、合併を検討している企業はこうした事例の確認のほか、予め会計士または税務当局の意見を求めることが望ましいだろう。

終わりに

新会社条例の発効から2年を超え、裁判所が関与しない適格合併の案件は徐々に増えており、これまでに40件を超える適格合併が実施され³、中には日系企業の成功事例も既に出現しているという。とはいえ、当該規定や手続きはようやく一般的になりつつあるところであり、特に税務解釈においては今後、新たな論点が出てくることも想定される。自社グループ企業の合併を検討する際は、弁護士・会計士ら専門家と相談しながら、随時当局に最新の情報を確認することをお勧めする。

【図表2】合併申請手続きのフロー



¹ http://www.ird.gov.hk/eng/tax/bus_cfa.htm, Inland Revenue Department

² <http://www.ird.gov.hk/eng/ppr/advance56.htm>, Inland Revenue Department

³ 現地報道等。



2025年の製造強国入りを目指す 中国の新製造業振興策

～中国商務部国際貿易経済合作研究院への委託調査から～

酒向 浩二 みずほ総合研究所

中国の製造業は先進国の技術・ブランド面の厚い壁に阻まれる一方で他の新興国の追い上げにも直面しており、グレードアップが不可欠となっている。そこで中国政府が製造業の新たな振興策として打ち出したのが「中国製造 2025」である。本稿では、みずほ総合研究所が中国商務部国際貿易経済合作研究院(商務部研究院)に委託した「中国製造 2025」にかかる調査報告書で明らかにされた注目点を紹介する。

新たに10大産業を育成し重化学工業偏重を是正

中国は世界の工場といわれるようになって久しく、先進国に比べてコスト競争力に秀でる白物家電や高速鉄道など一部の製造業は躍進が著しい。しかし中国商務部研究院は、製造業全体ではイノベーション力やブランド力は弱く、コア技術の対外

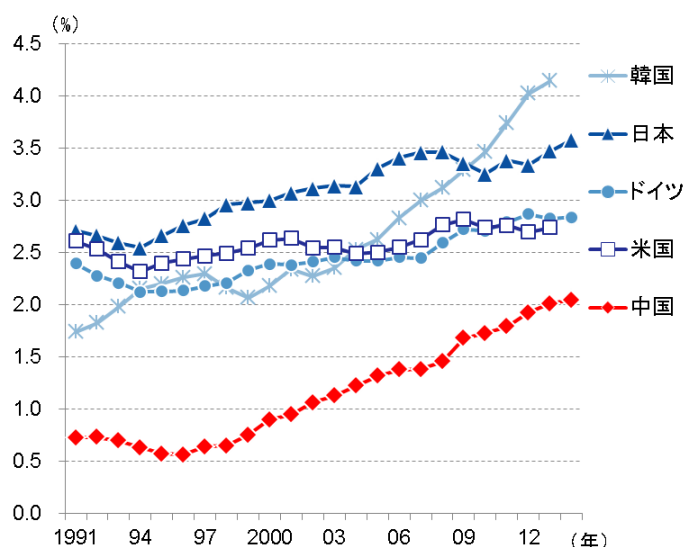
依存度が高いと指摘している。さらに、資源・エネルギーの利用効率は低く、製造業全体の国際競争力は低水準にとどまっていると厳しい評価を下している。

折しも、2016年から、第13次五カ年計画(2016～20年)がスタートした。それに歩調を合わせる

形で、次の第14次五カ年計画(2021～25年)までを視野に入れて中国政府が新たに製造業発展のための施策として打ち出したのが、「中国製造 2025」であり、研究開発(R&D)投資の対GDP比を現在の1.5～2.0%程度から日米欧同等の2.5～3.0%程度まで引き上げ、2025年には先進工業国の一角入りを目指すという野心的な内容となっている(図表1)。

「中国製造 2025」における第一の注目点は、中国政府は新たに育成する産業として、輸入依存度が高いハイテク・素材、既に輸出攻勢を始めたインフラ、先進国でも研究

【図表1】国別 R&D 投資の対 GDP 比率推移



(資料)OECD データ

開発の蓄積が浅い新エネルギー車・バイオから10大産業を選出している点である。

中国の製造業は、鉄鋼、石炭、石油化学などの重化学工業分野のウェイトが高いが、これらの業種が深刻な生産能力過剰問題に直面していることが製造業全体の業績低迷の足かせとなって

いる(図表2)。そのため商務部研究院は、先端・近代化産業を新たに育成することで、重化学工業偏重を是正して、製造業内の構造調整を進めていくのが狙いの一つと指摘している。「中国製造2025」が目指すイノベーション力向上、品質向上、環境配慮型発展はいずれも従来から指摘されて

きたハードルの高い課題で、一朝一夕に改善されるものではない。そのため今後、国家の諸資源を10大産業に集中的に投入して育成する可能性が高いと考えられる。

イノベーションと製造工程のスマート化を重視

第二の注目点は、モデルプロジェクトの動向に注目しておく必要があるという点である。中国政府が新政策を打ち出す際には、特定分野・特

定地域でまずはモデルプロジェクトを実施し、その検証を踏まえた成功モデルを全分野・全国に広げていくケースが多い。さらに、外資系企業がモデルプロジェクトの先導役を担うことを期待されるケースが少なくない。

「中国製造2025」においては、5つのモデルプロジェクトが選定されており(図表3)、

【図表2】生産能力過剰業種と中国製造2025における10大産業

生産能力過剰9産業		中国製造2025 10大産業
① 鉄鋼		① 次世代情報技術産業
② 石炭		② 高性能NC制御工作機械・ロボット
③ ガラス		③ 航空・宇宙用設備
④ コンクリート		④ 海洋工程設備およびハイテク船舶
⑤ アルミニウム		⑤ 先進的軌道交通設備
⑥ 造船		⑥ 省エネルギー・新エネルギー自動車
⑦ 太陽電池		⑦ 電力設備
⑧ 風力発電		⑧ 農業設備
⑨ 石油化学		⑨ 新素材
		⑩ バイオ医療

(資料)商務部研究院報告書よりみずほ総合研究所作成。以下同。

【図表3】5大モデルプロジェクト

プロジェクト	目標
① 製造業イノベーションセンター建設	2025年までに約40カ所の製造業イノベーションセンター(工業技術研究基地)を建設
② スマートマニュファクチャリング	2025年までに、製造業の重点分野におけるスマート化を全面的に実現し、試験的モデル事業運営コストを50%引き下げ、製品生産サイクルを50%短縮し、不良品率を50%引き下げる
③ 工業基礎能力強化	2025年までに、70%のコアな基礎部品、重要基礎材料の自力確保を実現し、80種類の代表的な先進的工程を普及応用させ、そのうち一部は世界をリードするレベルにまで高め、充実した産業技術基盤サービス体制を構築する
④ 環境配慮型製造工程	2020年までに、1,000カ所の環境配慮型模範工場と、100カ所の環境配慮型模範工業団地を建設し、一部の重化学関連業種のエネルギーと資源消費については、この時期をターニングポイントとして、重点業種の主要汚染物質の排出を20%減少させる
⑤ ハイエンド機器イノベーション	2025年までに、自らが知的財産権を有するハイエンド機器の市場占有率を大幅に向上させ、コア技術の対外依存度を大幅に下げるとともに、基礎的な組立能力を大幅に高め、重要分野における設備を、世界をリードするレベルにまで押し上げる

うちイノベーション強化に関するものが①製造業イノベーションセンター建設プロジェクト、③ハイエンド機器イノベーションプロジェクト、⑤工業基礎能力強化プロジェクトと3つ選択されていることから、イノベーション力の向上に注力する意向がうかがえる。また2025年までに約40カ所の製造業イノベーションセンターを建設するとしており、ここが「中国製造2025」におけるイノベーションの中核を担う試験地区となりそうだ。

残りは、②スマートマニュファクチャリングプロジェクト、および④環境配慮型製造工程の2つで、製造工程のスマート化を目指したものとなっている。これらの数値目標に鑑みると環境負荷の低減もまた中国政府が注力しているプロジェクトであり、「中国製造2025」を通じて持続可能な成長を重視しようとしている点は評価できよう。

「中国製造2025」下で変容する日中連携

第三の注目点は、「中国製造2025」政策下において、日中連携の領域は、広がる分野と狭まる分野に分かれると見込まれる点である(図表4)。商務部研究院は、ハイテク・素材などにおいては日本企業が優位性を保持していると指摘している。国産化比率を引き上げたい中国は、当該分野で

日本のハイテク技術を引き出すべく win-win 関係構築を強く望んでいると予想され、日中連携の余地は広がるだろう。

新エネルギー車・バイオ医療においては、日本でもまだ研究開発の歴史が浅いため、中国企業が日本企業を凌駕することもあり得る。また中国企業が既に輸出攻勢をかけているインフラは日中競合の最中であり、今後、日中連携の余地は徐々に限られてこよう。

なお、第12次五カ年計画(2011～15年)に「走出去」政策が盛り込まれたことで、中国が海外企業のM&Aを通じて技術を獲得するケースが増えている。第13次五カ年計画でも「走出去」政策が維持されるとともに、「中国製造2025」と融合して、製造業振興のための対外投資の重要性がより高まることになると考えられる。中国製造業のグレードアップ手段として、M&Aによる技術獲得は効果的と考えられているようだ。

既に日本の電機メーカーは、不採算となった家電部門を相次いで中国企業に売却するようになっているが、今後、中国企業が主体的に技術買収に乗り出す可能性もあろう。日中連携の深化が期待される一方で、日本が守るべきコア技術に関し

【図表4】 日中連携イメージ

分野	業種	日中連携
輸入代替推進	次世代情報技術産業	中国側は技術パートナーとして日本に期待。日本側にとっても、中国の産業高度化のための投資が商機になる面も
	高性能 NC 制御工作機械・ロボット	
	新素材	
新領域	省エネルギー・新エネルギー自動車	中国政府のバックアップが得られれば、日中共同市場開拓が進む可能性も
	バイオ医療	
インフラ輸出強化	先進的軌道交通設備	かつては日本は技術パートナーだったが、現在は日中競合度強まる
	電力設備	

ては、知的財産権対策や株主対策などによって
防衛策を講じておくことも必要となりそうだ。

おわりに

中国は、長期計画に基づいて R&D 投資強化、
生産ライン合理化やゼロエミッション化、それらの
モニタリング強化に注力し、先進工業国に向かっ
ての歩みを続けていくと見込まれる。中国経済の
減速が続くなかでも、人口 13 億人超を擁する巨
大市場を無視しえないのが実情であり、R&D や生
産性向上に向けた中国の投資強化の中に日本
企業が新たな商機を見出す余地は小さくない。日
本企業は、中国側のキャッチアップスピードには
十分に留意しながら、「中国製造 2025」下で中国
企業との新たな連携深化の可能性を探ることが
求められることになりそうだ。

※本稿は酒向浩二「2025 年の製造強国入りを目指
す中国の新製造業振興策～2015 年度中国商務部国
際貿易経済合作研究院への委託調査～」(みずほ総
合研究所『みずほレポート』2016 年 6 月 27 日)の抜粋、
転載です。全文は以下 URL をご参照ください。

[http://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/p
df/report/report16-0627.pdf](http://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/report/report16-0627.pdf)



【Thailand】

タイにおける 固定資産の管理と税務処理

金井 健一 フェアコンサルティング・タイランド

1. 固定資産の対象とその税務処理

タイには製造業が多く、大きな固定資産を所有している日系企業も少なくありません。中にはその管理と、タイにおける税務制度対応に悩まれている方もいらっしゃると思います。

タイの税法上、一年超の耐用年数を有するものは固定資産とされ、減価償却による管理が必要となっています。日本のように金額的な基準を設けた上で一括償却、もしくは3年間で償却を認めるといったような一括償却資産・少額減価償却資産にかかる規定は存在しません。そのため、消耗品と固定資産との区分も難しくなります。

一方で、各企業は社内の資産管理ルールに基づき、固定資産を管理していくことになります。当該資産管理ルールは各社がタイでビジネスを行っていく上での必要性や効率性、安全対策等も踏まえて作成されています。数億バーツ規模の資産を有する大規模工場と、ほとんど固定資産を有しないサービスオフィスでは、当然ながら固定資産の管理方法は異なってきます。大規模工場が、一年超の耐用年数を有する数バーツ程度の少額な固定資産を一点ずつ管理できるかと言えば、ビジネス運営上、現実的ではないことが想像できるかと思います。

実務上の対応

実務的には、固定資産にかかる会計・税務処理、および管理にかかる明確な社内規定を作成した上

で、当該規定に基づいて運営していくことが一般的といえます。社内規定の存在により、恣意的ではなく一定のルールに基づいて処理していることは重要な点です。税務上のリスクを低減するためには、事前に歳入局や監査人等に相談の上、当該規定を作成することも有効といえます。どこまで認められるか、またはどこまでのリスクを受容するかは、最終的には各社の状況や判断によりますが、固定資産については性質上、効果が長期間に及ぶため、税務調査による指摘を受けた場合の影響も大きくなることが考えられます。早い段階で社内規定を明確にしておくことが重要といえます。

2. 減価償却計算

タイ歳入法 65 条の2において、固定資産は別途勅令等に規定された基準、方法、条件および償却率に基づき、減価償却計算をした場合は税務上損金として容認されるとしています。減価償却計算について記載された勅令 (Royal Decrees No.145 (B.E.2527)) によると、最大償却率は次頁表のようになっています。日本の税法に比べ、固定資産の種類および償却率についての細かい区分はなく、非常にシンプルに規定されているといえます。

特別償却

上記は、原則的な減価償却計算ですが、特定の資産や事業については別途、特別な償却計算を

容認しています。主なものは以下のとおりです。

- ・ 研究開発に用いる機械装置については、取得時に取得原価の 40%を特別償却し、残りを上述の通常の償却率を用いて減価償却することができます。
- ・ キャッシュレジスターについても、取得時に取得原価の 40%を特別償却し、残りを上述の通常の償却率を用いて減価償却することができます。
- ・ コンピューター機器については、取得時から3事業年度で減価償却することができます。

その他、固定資産総額が2億バーツ以下(土地を除く)かつ従業員数が 200 人以下の企業や Regional Operating Headquarters(ROH)に対する優遇措置も用意されています。

実務上の注意点

実務上、税務処理においては、特に以下の点に注意が必要です。

【表】固定資産の最大償却率

区分	年間最大償却率
(1) 建物 ✓ 耐久性あり ✓ 仮設物	5% 100%
(2) 枯渇天然資源	5%
(3) 賃借権 ✓ 契約期間の定めあり ✓ 契約期間の定めなし	10% 1/契約期間(更新可能期間を含む)
(4) 知的財産権(商標権、製法、著作権等) ✓ 使用期間の定めあり ✓ 使用期間の定めなし	10% 1/使用期間
(5) 上記以外の資産(土地、棚卸資産を除く)	20%

- ① 償却方法および償却率については、継続して適用していかなければなりません。変更する場合には、歳入局長官の承認が必要となります。会社の意思決定のみによる変更は税法上認められておりません。
- ② 取得価額が100万バーツ超の乗用車もしくはバス(ただし乗客数が10名以下)については、100万バーツまで減価償却が可能です。100万バーツ超の部分については、税務上損金算入できません。
- ③ リース資産については、各事業年度に支払うリース料を超えて損金算入することはできません。
- ④ タイ投資委員会(BOI)の恩典を取得して法人税の減免を受けている場合には、利益を BOI 事業利益(法人税の減免あり)と BOI 事業以外の利益(通常の法人税課税)とに分けて計算する必要があります。従って固定資産についても、BOI 事業に使用した固定資産にかかる減価償却費とそれ以外とに区分計算することになります。特定機械のように使用目的から BOI 事業用か否かに区分できるものについては減価償却費の区別も容易に行うことができますが、建物や商標権のように両事業に用いる固定資産にかかる減価償却費については、どのような基準で各事業に区分するか、社内ルール作りおよびその管理・運用が非常に重要となります。

その他、休止資産について、税務上の減価償却を一時中断することができるかということについては、特に中断を認める法令等は出されておらず、

かつ税務上の減価償却計算は、歳入局長官の承認がある場合を除き取得時から各事業年度において一定の償却率に基づき均等に行うことが前提とされているため、使用休止中もそのまま継続して減価償却を進めていくものと解されるのが一般的となっています。この場合には会計上の評価額と税務上の評価額との間に乖離が生じる場合がありますのでご注意ください。

3. 固定資産の除却・売却

除却について

固定資産に修理不可能な破損が生じた場合等については、除却によって発生した損失を税務上損金算入できるものとされています。ただし、その場合には、除却した事実が確認できる書類および監査人の証明が必要となります。これには帳簿外での販売と区別するといった趣旨も含まれています。

従って各企業は、固定資産にかかる定期的な点検・評価手続き、破損に対する社内検査、破損事実の確認・稟議制度、外部管轄官庁への報告体制といった除却・廃棄についての社内管理制度を構築しておくことが必要となります。

売却について

固定資産の売却については、原則として除却と同様、各企業は当該売却の事実を確認する契約書や請求書、領収書、納品書といった書類を保管しておくことになります。税務処理上、納品、所有権の移転もしくは現金受領のうち最も早いタイミングでの付加価値税(VAT)の申告(Tax Invoiceの発行)が必要となります。また売却にあたって、代金の中に当該固定資産の取り付け料や運送料、諸経費の立替等といった固定資産販売価額以外の料金が含まれてい

る場合には、内容により VAT や源泉税(WHT)の対象・税率が異なってきますので、Invoice 等において明細を明記しておくのが良いと思われます。

その他の注意事項

除却・売却によって発生した除却損益、売却損益は、税務当局の求める条件を満たしている場合、法人税計算上、原則として損金/益金となります。ただし、タイ投資委員会の恩典を取得して法人税の減免税を受けている場合には、減価償却費と同様に、BOI 事業利益と BOI 事業以外利益に区分計算します。減価償却計算と整合をとりながら、除却損益および売却損益も処理することになります。また BOI 事業用の固定資産の除却/売却については、同時に BOI へ連絡し、除却・売却にかかる承認を得ることも必要となります。

海外より輸入した固定資産については、輸入関税にも注意が必要です。特に BOI 恩典の利用により免税を受けている場合には、輸入時に遡っての納付が必要になる可能性があるため、事前に十分にご確認ください。



金井 健一
(かない けんいち)
Fair Consulting (Thailand)
フェアコンサルティング・タイランド

大手監査法人国際部にてグローバル企業の監査業務に従事後、コンサルティング会社にて国際ビジネス部長を歴任。ASEAN 各国において日系企業が抱える諸問題に対する支援業務を実施。特に、海外子会社における管理体制構築には定評がある。現在バンコクにて、進出スキームの検討や現地での会計税務サポートおよび業務展開に対するアドバイスをを行っている。



【Vietnam】

ベトナム現地法人設立直後の 労務・税務上の検討事項

谷中 靖久 KPMG ベトナム

1. はじめに

日本の景気動向が不透明で、今後人口の減少が見込まれる状況の中、ベトナムへ新たに進出する日系企業数も順調に推移しており、またベトナム事業を拡張する企業もみられる。近年は製造業だけではなくサービス業や不動産事業など多様な業種への進出も見られ、引き続き日本企業のベトナム投資は続くものと思われる。ベトナムは日本と異なる文化・慣習をもった国であるため、当然に多くの異なった法規制を持っている。企業が進出するにあたりこうした法規制の検討は重要な要素であるが、後回しになることも多い。今回は企業進出検討時から把握しておくことが望ましい、設立直後に特に留意すべき労務・税務上の検討事項について記載する。

2. 労務上の留意事項

(1) ビザと労働許可証

ビザとは、ベトナム国民以外の人間がその国に入国しても差し支えないことを示す証書であり、ビザを保有していることはベトナムに入国する権利を有していることを示している。日本人の場合、ベトナムに 15 日を超えて滞在する場合、あるいは 15 日以下の滞在でも前回の入国から 30 日以内にベトナムに再度入国する場合、ビザを取得する

必要がある。慣行上、労働許可証を取得しないと 3 カ月以上有効なビザを取得することはできない。労働許可証を取得すると、最長 2 年間（実務上は通常 1 年間）の就労ビザ（LD ビザ）または最長で 2 年間の有効期限を有するレジデントカードを取得することができる。ビザの有効期限が切れる前に労働許可証を取得してレジデントカードを取得する、あるいは 3 カ月ビザを再取得して滞在の権利を喪失しないように留意する必要がある。

労働許可証については新しい法規制である政令 11/2016/ND-CP が 2016 年 4 月から施行されている。当該政令では、連続 30 日未満かつ累計年間 90 日未満のベトナムにおける労働の場合は労働許可証の取得が免除される。労働許可証取得にあたっては、まず勤務開始予定日の 30 日前までに企業が属する人民委員会に対し、就任予定の職位、人数および期間について外国人使用の承認を得る必要がある。その後、勤務開始予定日から 15 営業日前までに地方の労働局に対し労働許可証を申請する必要がある。こうした期限に留意して申請を行う必要があるものの、実際には当局の承認遅延により期限に間に合わないことも多い。

出資会社からの出向の場合、以下の3つの区分に該当する場合、外国労働者に労働許可証が発行される。

a. 管理者あるいは代表取締役

管理者: 組織の長・副長。あるいは企業法4条18項に規定された管理者。すなわち合名社員、社員総会の会長、社員総会の構成員、会社の会長、取締役会の会長、取締役、社長または総社長および会社の定款の定めに基づき会社の名義で会社の取引を締結する権限を有するその他の管理職の地位にある者

代表取締役: 企業に所属するユニットを直接管理する者

b. 専門家: 外国組織や企業が専門家であると認定した証明書を有する者。あるいは大学レベル以上の卒業証明書または同等の証憑を持ち、ベトナムで就労する職位に適合する分野を専攻しており、当該分野で3年以上の経験を有する者

c. 技術者: 最低1年以上専門技術またはその他の専門教育を受け、その専門分野に関する仕事に3年以上従事した者

従前の労働許可証規制では管理者の定義が明確ではなかったため、日本で言う課長や部長に該当するマネジャー職にベトナム法人で就く場合でも管理者としての申請をし、認められていたケースが多かった。しかし新たな法規制では管理者の定義が明確化された結果、取締役職以上、あるいは出資者の代表職といった職位でないと管

理者の定義に該当することが難しくなった。代表取締役の定義は非常に曖昧であるが一般的に社長や支店長、駐在員事務所長などを指すと思われる。

そのため定款において、会社名義で何らかの取引権限を付与する管理者として選任する、または社内専門家あるいは社内技術者として認定した上で専門家あるいは技術者としての申請を行って労働許可証を取得するケースが増えるものと思われる。もっとも各地方の労働局ではなお、マネジャー職でも管理者としての申請を受け付ける実務慣行が存在するところもあるため、実際の状況を確認して適切な申請を行なう必要がある。

また、実務上、出資会社からの出向という文言を厳密に捉え、グループ会社からの出向では労働許可証取得が認められないケースもあるため注意が必要である。

(2) 他社での雇用・訓練

現地法人設立直後からある程度経験の積んだスタッフで業務を開始するために、設立前に他社で雇用してもらい、訓練を受けた後で設立後の会社に再雇用するケースがある。この場合には試用期間も含めた労働期間と各種社会保険料(社会保険、労働保険および失業保険)との関係に留意する必要がある。

社会保険については社会保険、労働保険、失業保険のいずれも、3カ月以上の労働契約を締結する場合は加入する義務が生じる。また試用期間は業務の内容にもよるが最大60日で、試用契約を労働契約とは別個に締結している場合、試用期間の間は各種社会保険に加入する必要

はないと解釈されている。ただし季節的労働契約の場合は試用期間を設けることができず、有期労働契約の最低雇用期間は12カ月である。すなわち試用期間の60日あるいは季節的労働契約で3カ月未満の契約を締結した場合、各種社会保険料の発生なしに雇用できる。労働法48条に規定された失業手当は12カ月以上の雇用期間を前提としているので3カ月未満であれば支払う必要もない。

(3) 労働契約の締結、就業規則の作成および通知

a) 労働契約

従業員を雇用するためには労働契約の締結が必要となる。労働契約には無期、12カ月から36カ月の有期、ならびに1年未満の季節的または特定業務の3つの契約形態が存在する。有期労働契約の更新は1回までであり、2回目の契約からは無期労働契約となる。

労働契約書の必須記載事項としては、雇用者情報、被雇用者情報、業務内容、労働契約の期限、給与・手当・その他の補助、昇給制度、勤務時間・休日・休憩制度、労働安全保護設備、社会保険・医療保険・失業保険およびトレーニング制度が法規制で規定されている。

労働契約の締結に先立って企業は試用期間を設けることができる。試用期間は専門技術程度を要する業務の場合、最大60日で、当該期間は労働契約締結後の本給の85%以上を給与として支払う必要がある。上述のとおり、試用契約と労働契約を別個締結する場合、試用期間中は各種社会保険の加入義務がないと解釈されている。

b) 賃金構成と社会保険料計算

15年に労働法通達が改正され、社会保険料計算に含める賃金の内訳が明確になった。労働法通達上、賃金は基礎給与、手当およびその他補助の3つに区分される。16年からは手当が計算対象に、18年からはその他補助が計算対象に含まれる。このうち区分が難しいのが手当およびその他補助であるが、両者の定義は以下のとおりである。

- ・ 手当: 労働条件、労働の複雑性、生活条件ならびに雇用の必要性から支払われるもので、基礎給与に含まれていないもの
- ・ その他補助: 基礎給与や手当に加えて労働契約書に記載されている金額。賞与や勤務中の食事補助など、勤務や職位に関係のないものは含まない。

以上から、食事補助、通勤補助あるいはアパート代補助などの補助は、賃金を構成するその他補助にも含まれないことになった。一方「手当」としてこれらを支給すると社会保険料の計算に含まれることになる。そのため、従来「手当」として従業員に支払っていたものを「補助」として支払い、あるいは同じく計算対象外の賞与額を増やすことで社会保険料の増加を抑える動きが見られる。

c) 就業規則の作成および登録

10人以上の従業員を有する企業は就業規則を作成し、地方の労働局へ登録する必要がある。就業規則は社内通知前に労働団体の代表に意見を徴収する必要があり、通知してから10日以内に労働局へ登録する必要があるものの、企業

設立後、登録までの期限については特段の規定はない。

ただし下記で規定する賃金テーブルとともに、就業規則の内容は労働契約の内容に影響を与えることから、なるべく円滑に作成することが望ましい。

法規制で規定された就業規則必須記載事項としては、勤務時間・週休・休憩時間、職場における秩序、労働の安全・厚生、雇用者の資産、経営・技術上の秘密、知的財産権の保護、被雇用者の労働規律違反行為、労働規律違反行為処分の形式、物的賠償責任がある。

給与規定や福利厚生規定などを別途作成する企業も多いが、これらは就業規則の必須記載事項ではないため、労働局への登録義務はない。

(4) 賃金テーブルの作成・登録

企業は職位やそのクラス¹ごとの基礎給与を決定し、賃金テーブルを作成し、地方の労働局に通知する必要がある。就業規則と異なり従業員 10 人未満の企業でも作成義務があり、通知期限は特段規定されていない。労働法 93 条には賃金テーブル以外にも労働基準量を作成すると記載されているものの、労働基準量は単純労働作業しか適用できないため、製造業のいわゆるワーカー用を除いて作成されていないことが多い。

賃金テーブルの留意点は主に以下のとおりである。

- ・ 部門ごとに分けて設定可能である（製造部門や経理部門など、部門が異なると職位も異なり、あるいは職位が同じでも適用される基礎給与が異なることが要請される場合がある）。
- ・ 職位の間には最低賃金上昇率は設定されていないため、職位ごとの基礎給与は企業が任意に設定可能である。
- ・ 同じ職位の中でのクラス間は最低5%以上の上昇が求められている。そのためクラスを年度で区切ると期間経過で自動的に5%の給与上昇が求められるので留意する必要がある。
- ・ 同じ職位内で必ずクラス分けを行う必要はない（社長のようクラスを設けることが適切でない職位も存在する）。
- ・ 基礎給与に関するテーブル設定であり、手当や賞与を含める必要はない。
- ・ 職位・クラスにおける最低基礎給与テーブルであり、それ以上の基礎給与を労働契約書で個別に設定することは問題がない。

3. 税務上の留意事項

(1) 移転価格事前分析の検討（法人所得税）

移転価格制度とは、各国間の税率差を利用し、関連当事者間（グループ間）取引価格（移転価格）を操作し租税回避行為を行うことを抑止するために、移転価格が独立企業（資本や人的に支配関係のない企業間）で取引される価格（独立企業間価格）と異なる場合に、当該移転価格を独立企業

¹ クラスに明確な定義はなく、同職位内で賃金差をつける場合に設定されるもので、会社が任意に設定できる。

間価格で行われたとみなして所得金額を算定し課税を行う税制をいい、法人所得税に関連するものである。

仕入や販売先の多くがグループ会社である場合、仕入価格や販売価格について事前に検討・決定した上で適切な事業計画を策定する必要がある。当該仕入価格や販売価格について移転価格制度面からもその妥当性を検討した上で価格決定をすることが、後の移転価格追徴課税リスクを避ける上で望ましい。

(2) 個人所得税(Personal Income Tax、PIT)

a) 概要

ベトナム個人所得税法令では、滞在日数に関わらず、ベトナムに源泉所得を有する者は課税対象となると解釈されている。ただし、税務上の居住者とみなされるか非居住者とみなされるかによって、課税所得の範囲、適用税率が異なってくる。

以下のいずれかに該当すれば居住者となり、全世界所得に対し5%～35%の累進税率により課税される。

- a. 暦年もしくは、来越日から起算して12カ月間で183日以上ベトナム国内に滞在する者
- b. ベトナム国内に定住的な住居を有する者(以下の2つの場合が該当)
 - i. 恒久的住居(外国人の場合は Residence Card か Temporary Residence Card に登録された場所)があること(ただし現在のところ、個

人所得申告手続上においては Temporary Residence Card は当局から要求されていない)

- ii. 課税年度で契約期間が183日以上
の賃貸住宅等があること(ホテル、
本社、作業場を含む)

以上の条件のいずれにも該当しない非居住者の場合、ベトナムの源泉所得に対し一律20%が課税される。また累計して183日以上賃貸契約が存在しても、滞在日数が183日未満の場合、日本の居住者証明書を取得すれば非居住者を主張できる。

b) 日本人駐在員の個人所得税——年の途中で赴任した場合

例えば4月1日など暦年の途中で赴任した場合、当該暦年か、あるいは翌年3月31日までの1年間のうち183日以上ベトナムに滞在した場合、4月1日以降は居住者としてPITを計算・申告することになる。初めて赴任する場合、任命状に記載された赴任日より前に、出張等で来越することも多い。この場合、初めての来越日は理論的には当該出張で来越した日となる。実際には任命状記載の赴任日を初来越日とすることも多いが、どのような取り扱いにするか留意する必要がある。

c) 日本人駐在員の個人所得税—日本法人支払分

現地法人が給与を支給している場合は、現地法人が源泉徴収して毎月納税するが、外国法人が給与を支給している場合は、その駐在員が自

身で(個人の税コードで)四半期ごとに申告・納税することになる。申告期限は四半期月の翌月 30 日までである。両者は確定申告時に合算計算され、調整の後に過不足があれば、加算申告もしくは還付申告する。

d) 短期滞在者(出張者)の個人所得税

現地法人設立の前後は、機械の試運転やベトナム人従業員のトレーニングなどの目的で、日本人エンジニアが出張する機会も多い。いわゆる短期滞在者ということになるが、短期間の滞在であってもベトナム国内法では上記のとおり居住者・非居住者の判定を実施し、納税することとなる。

しかし、数日間の出張の場合までもが勤務地国での課税対象となると、その所得の認識が大変煩雑になるため、経済活動の便宜を図るべく、租税条約で例外を認め、勤務地国での課税を免除している。これが「短期滞在者免税制度」といわれる租税条約上で定められた制度である。この点について日越租税条約第 15 条第2項では、日本居住者がベトナムで短期間勤務した場合、以下を条件として、ベトナムでの課税権を免除している。

- i. 報酬の受領者が当該暦年を通じて 183 日を超えない²期間、当該他方の締約国内(ベトナム)に滞在すること
- ii. 報酬が当該他方の締約国(ベトナム)の居住者でない雇用者またはこれに代わる者から支払われるものであること
- iii. 報酬が雇用者の当該地方の締約国(ベトナム)内に有する恒久的施設または国

定的施設によって負担されるものではないこと

短期滞在者免税制度の利用にはベトナム国内法で定められた手続きに則る必要がある。ベトナムにおける業務開始 15 日前までに事前申請を行う必要があるが、申請時にベトナムでの滞在先や税コードの届け出を行う必要があり、実務上、来越前に日本で申請手続きをすべて手配することは難しい。ただし来越後も3年経過するまでは免税制度の申請が可能となっている。

ベトナムで PIT を納税し、日本で外国税額控除の申請を検討することもあるが、「短期滞在者免税制度」を租税条約上利用しうる条件の下では本来、日本に優先課税権があるため、日本での外国税額控除は認められないのが通常の解釈であり、申請には十分留意する必要がある。

また PIT の外税控除を申請するには、個人が所属する住民票所在地にて PIT の確定申告を実施する必要がある。個人の確定申告は実施していないことが非常に多いため、実務上の煩雑性から断念するケースが多いのが実情である。

給与のうちベトナムにおける労働の対価分について日本法人の費用として負担する場合には日本法人で法人税上損金算入できず、寄付金扱いとするという日本の税務署の取り扱いが一般的である。そのため日本法人が支払った給与についてベトナム法人に請求し、ベトナム法人負担とするケースが多い。このような場合、上記 iii の要件を満たさない可能性が高く、短期滞在者免税制度の適用が難しい点に留意する必要がある。

² 明確な定義はないが、一般的に「未満」と解釈されている。

(3) 外国契約者税(Foreign Contractor Tax=FCT)

a) 概要

FCT とは、外国の個人および組織が、サービスの提供や物品の販売を通じてベトナム国内において事業を行い、あるいは課税所得を得ている場合に当該外国個人・組織に課せられる税金である。当該外国組織がベトナムに恒久的施設があるか否かを問わない。たとえば、ベトナム現地法人が海外からサービスを伴う設備輸入を行った際、あるいは海外関連会社にロイヤルティーや借入利息を支払った際に発生する税金である。

ただし、ベトナム国境外でリスクと便益のほとんどが移転する(一般的に所有権が移転する)取引で他のサービスが付属しない場合は課税対象外である。

b) 機械等の設備輸入と FCT

特に製造業を営む現地法人の設立直後は海外から設備を購入することが多い。このような設備購入には販売側による据付や輸送を伴うこともある。ベトナム国境外で所有権が移転する売買契約であれば、FCT が課税されることはないが、ベトナム国内で据付サービス等が含まれている契約の場合、サービス報酬部分に FCT が課されるばかりか、機械設備等物品の価格にも課税されることになる。

みなし税率上、サービス報酬部分よりも機械設備部分の税率の方が低いものの、設備の金額は高額であることが多いので、FCT を最小化するため契約書上、サービス報酬部分を明確に区別し

て記載することが望ましい。またベトナム国内輸送や据付などのサービスはベトナム現地企業を利用することで単純な売買契約として一切の FCT 課税を排除することができる。

c) 契約形態と FCT 課税リスク

輸出入契約において DAP (Delivered At Terminal) や DDP (Delivered Duty Paid) など、ベトナムの国境までではなく、ベトナム国内の目的地までのコストとリスクを輸出側が負担するような契約形態を採用した場合、FCT を課税されるため留意する必要がある。

FOB (積み地の港で本船に荷物を積み込むまでのコストとリスクを輸出側が負担) や CIF (ベトナムの国境までのコストとリスクを輸出側が負担) 等を選択することで課税リスクを排除できるため、こうした契約条件で取引を行うことが望ましい。

d) 給与立替払いと FCT 課税リスク

投資会社(親会社)からの出向の場合には、当該出向者の給与について、いったん当該投資会社(親会社)が給与の全額ないし一部を日本の出向者の口座に支払いし(立替)、その一部または全部についてベトナム現地法人が後日、投資会社(親会社)または海外関連会社に送金するケースが多く見受けられる。

この場合、投資会社(親会社)または海外関連会社への送金について外国法人からの人材派遣サービスや技術支援サービス提供の対価とみなされ、FCT 追徴の指摘を受けるケースが最近の税務調査で多く見られており、追徴金額も高額になる傾向があるため注意が必要である。

給与の立替に伴う支払いはサービスの対価の支払いとは異なるが、これを明確にして FCT 課税リスクを回避するために任命書等への明確な給与スキームの記載、給与の立替契約書、立替契約に基づく請求書、給与計算表など立替払いを行う給与・手当の内訳がわかる資料といった証憑を準備することが望ましい。

e) 日越租税条約との関係

ベトナム現地法人が日本法人からサービスや物品の提供を受けて FCT を納税した場合、法人税については日本でも当該サービス売上に対して納税しているため二重課税が生じる。本来であれば、日越租税条約7条1項等により、原則としてベトナムにおける恒久的施設を通じて得た利得に対してのみベトナムで租税を課されるはずである。すなわち恒久的施設がなければベトナムでは免税されることとなる。免税のためにはベトナム国内法に基づいて事前に免税申請書、契約書(ベトナム語)、前年度の居住者証明等を提出する必要がある。ただ手続きの煩雑さ、恒久的施設の有無の判定が複雑で、当局への説明のために時間を要することなどから、制度の利用が進んでいないのが実情である。これに加えて、ベトナムで納税した法人税部分について、日本で外国税額控除が認められるケースがあることも、ベトナムで免税申請を実施しない理由の一つと考えられる。ただし上述のとおり、FCT の対象取引について、本来は日本に課税権があると日本の税務署に判定された場合、日本における外国税額控除が認められないことになるため、ベトナムでの免税制度の利用も考慮する必要がある。

4. まとめ

前回(16 年5月号)の現地法人設立にあたっての事務上の検討事項に続き、今回は設立直後の労務上・税務上の検討事項と2回にわたって記載してきた。企業は設立前後に以上のような論点を含めた数多くの点を適切に検討・把握して準備・対応する必要がある。将来の各種調査で指摘されることがないように、本社側を含めて事前に準備・対処することをお勧めする。

谷中 靖久
(たになか やすひさ)

公認会計士
KPMG ベトナム



大阪市立大法学部卒。2003 年 10 月に 朝日監査法人(現有限責任 あずさ監査法人)東京事務所入所。日本国内において主にソフトウェアメーカー、製造業等の会計監査(米国及び日本国会計基準)に従事。2011 年 7 月より KPMG ハノイ事務所に赴任し、現地の日系企業に対する投資、会計・税務、法務、人事等のアドバイスを提供している。



【India】インドビジネス最新情報 第 21 回

日印社会保障協定の発効

石倉 瞬 エス・シー・エス国際会計事務所グループ
Corporate Catalyst India Pvt Ltd

日本とインドでは、両国ともに年金制度への強制加入に関する法令が存在しており、年金保険料を両国で支払わなければならない。一方で日本からの駐在員は、インドにおいて年金を受給する権利を取得するための期間の要件を満たすことなく帰任することが通常であり、このような状況を鑑み、2012 年 11 月 16 日に日印社会保障協定に両国代表者の署名がなされた。しかし、日印社会保障協定への署名後においても直ちに効力は発生せず、両国において本協定を発効するための準備が進められていた。

16 年 7 月 20 日、本協定の効力発生のための外交上の公文の交換が東京において行われ、同年 10 月 1 日に効力を生ずることが公表された。本稿では、本協定を分析し、10 月 1 日以降、両国の社会保障制度が日系企業に与える影響を分析したい。

1. インドの年金制度の概要

既存のインドの年金制度において、駐在員は 08 年 10 月の通達より International Workers として定義付けられ、社会保障協定の締結されていない国においては次の年金制度への加入が義務付けられた。

- Employees Provident Fund and Miscellaneous Provisions Act, 1952

- Employees' Provident Fund Scheme, 1952
- Employee's Pension Scheme, 1995
- Employee's Deposit Linked Insurance Scheme, 1976

これらの年金制度に基づき、International Workers に対してはその給与の全額に対して従業員として 12%、雇用主として 12%の拠出が要求されている。

2. 本協定の適用対象となる年金スキーム

本協定の適用対象となる年金スキームは、両国において次のように定義されている。

日本

- 国民年金(国民年金基金を除く)
- 厚生年金保険(厚生年金基金を除く)
- 国家公務員共済年金
- 地方公務員等共済年金(地方議会議員の年金制度を除く)
- 私立学校教職員共済年金

インド

次の年金に関するすべての法律および規則が適用対象となる。なお、上述の駐在員の加入

が強制されている年金制度は本協定の対象となと考えられる。

- ・ 被用者のための老齢年金および遺族年金
- ・ 被用者のための恒久的かつ完全な障害に係る年金

3. 一般規定と特別規定

一般規定

本協定において、まず一般規定として、「一方の締約国の領域内において被用者として就労する者については、その被用者としての就労に関し、当該一方の締約国の法令のみを適用する」と定められており、すなわちインドにおいて就労する者は、インドの法令に従い社会保障制度に加入することが定められている。本一般規定は、通常、駐在員には適用されず、駐在員には次の特別規定が適用されと考えられる。

特別規定の要件

特別規定を適用するための要件として次の項目があり、駐在員がこれらの要件すべてに該当するかどうかを確認することが必要である。

- i. 一方の締約国の法令に基づく制度に加入していること
- ii. 当該一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者に当該領域内において雇用されていること
- iii. 当該雇用者により当該一方の締約国の領域または第三国の領域から他方の領

域内において当該雇用者のために就労するよう派遣されること

通常の駐在員に上述の要件を当てはめた場合、i に関しては日本企業の駐在員の場合、日本の法令に基づく社会保障制度に加入しており本要件は満たし、ii に関しては、駐在員は赴任期間においても日本企業との雇用関係が解除されることはなく、日本帰任の際に日本企業での雇用が継続される場合には本要件も満たすと考えられる。また iii の要件に関しても、日本企業の駐在員は当該日本企業の辞令などに基づきインドへの赴任が決定する場合が多く、その場合には本要件も充足すると考えられる。なお、本要件には第三国についても言及されているため、日本から直接インドに赴任しなくとも、シンガポールなどの第三国からインドに赴任した場合においても特別規定の要件を充足することが可能である。

特別規定の効果

上述の要件をすべて満たす場合には本協定上の特別規定を適用することが可能となる。特別規定においては、インドへの派遣期間が5年を超えると見込まれない場合には、当該日本企業の駐在員は日本において就労しているものとみなして日本の法令に基づく日本の社会保障制度のみに加入し続けることができる。すなわち、本特別規定に基づき、本協定を適用する場合には日本企業の駐在員はインドの社会保障制度における年金保険料の支払いが免除されることになる。ここでの5年間とは本協定の適用が承認された日から5年間と考えられる。また、インドへの派遣期間が5年を超えて継続される場合に

もインド当局の合意を得ることで、引き続き日本の社会保障制度のみに加入することが可能となる。なお、本規定はあくまでも本協定に関する規定であり、税法やその他の条約、法令とは関係がないことには留意されたい。

4. 本協定を適用した場合の過去の年金保険料の取り扱い

前述の特別規定は、16年10月1日の本協定発効以降において、インド当局に申請することで享受することが可能となる。一方で本協定においては過去に納付された年金保険料に関する取り扱いにも言及されている。

本協定第18条において一時金の請求に関する規定が定められている。本条でのインドについての取り決めでは、駐在員がインド事業所の被用者でなくなった場合には、本協定の対象となっているインドの年金制度のもとで当該駐在員の勘定にある額の全額を引き出す権利を有することが定められている。本規定により、対象となる駐在員が日本への帰任または第三国への転任によりインド子会社との雇用が解除された場合には、過去に拠出した年金口座の残高については全額を引き出し日本に送金することが可能となる。なお、本規定は本協定の効力発生前にインドの法令の適用を受けていたものについても適用される旨が明記されており、過去にインドに駐在していた日本企業の従業員に関してもインド年金制度に基づく年金口座の残高を全額引き出すことが可能と考えられる。

本件に関連して日本人駐在員の実際状況を鑑みると、日本人駐在員は、日本企業と

の間で給与に関して手取金額が給与となるように雇用契約が締結されている。この場合、実質的にはこれらのインドの社会保障費用は日本企業ないしはインド子会社の負担となっているため、各駐在員または過去にインドに駐在していた従業員のインドの年金口座の残高は、日本企業ないしはインド子会社に返還させることを検討する日本企業およびインド子会社も存在すると考えられる。しかし、各駐在員または過去にインドに駐在していた従業員のための年金保険料は、給与の一部として処理されていることが通常であるため、インド年金口座の残高を日本企業ないしはインド子会社に返還する際には、インド所得税法の観点から慎重に検討することが必要である。

5. 本協定を適用するための手続き

本協定を適用するための両国での手続きは、現在、両国の担当機関において準備が進められている。しかし、日本と他国およびインドと他国との社会保障協定を鑑みると、日印社会保障協定の適用においても、各駐在員の「適用証明書(COC: Certificate Of Coverage)」の取得が必要と考えられる。このCOCは本国側である日本において取得する必要のある書類であり、日本において発行されたCOCをインド当局に提出することで、インドの年金保険料の免除に関する証明書が交付されと考えられる。この日本における担当機関とは日本年金機構であり、インドにおける担当機関は Employees' Provident Fund Organization, India である。

日本年金機構のホームページにおいて、本協定に関する各種申請書類等が8月下旬頃に掲

載されることが予定されており、また日本年金機構における各種申請の受付は 16 年 10 月 1 日より開始されることが公表されている¹。



SCS



**CORPORATE CATALYST
INDIA PVT LTD**
(In Joint Venture with SCS Global)
www.cci.in



石倉 瞬 (いしくら しゅん)

日本国公認会計士
エス・シー・エス国際会計事務所
Corporate Catalyst (India)
Deputy Manager

大手監査法人に 7 年間勤務。その間、大手資産運用会社の投資信託やアジア規模の不動産ファンドの監査に従事。日本の会計基準のみならず、米国会計基準や国際会計基準にも精通している。2014 年 1 月よりニューデリーに駐在し、現地日系企業に対する会計・税務・法務・労務関連のアドバイザリーサービスや、新規進出企業への投資アドバイスを行う。

¹ 日本年金機構ホームページより。なお、8 月 29 日現在、当該協定に関する各種申請書や注意事項等は掲載されていない。詳細は、下記を参照されたい。
<http://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2016/201607/0722.html>



【Singapore / Hong Kong】

退職後の競業禁止義務から学ぶ 英国法系国のポリシー

山中 政人 西村あさひ法律事務所

岡田 早織 Okada Law Firm

取締役や執行役員などの、事業のキーとなる者との間の雇用契約には、秘密保持条項などとともに、雇用契約期間中および契約終了後の一定期間、一定地域において、その会社の事業と競業する事業を行ったり、競業事業を行っている企業で勤務することを禁止する条項（競業禁止義務条項）を含めていることが多い。これにより、その企業で積み上げてきたノウハウや企業機密、クライアントの流出を防ぐことが可能になる。日本においては、このような条項は、職業選択の自由を阻害するものとして、特約における制限の期間・範囲（地域/職種）を最小限にとどめることや一定の代償措置を求めるなど、厳しい態度をとる傾向にある¹。

また、香港においても、退職後の競業禁止義務条項を定めることは、原則として認められているが、条項の内容によっては、裁判において無効とされる場合もあることから、慎重な検討が必要となる。香港の場合は、期間および地理的範囲が問題となることがあり、事案毎に判断をする必要がある。例えば、地理的範囲を例に挙げると、業種および事案によっては、競業禁止

の地理的範囲を「香港」と限定した場合でも、かかる競業禁止義務条項が無効とされる可能性がある。

この点、アジアでは、英国法系の制度を持つ国として、シンガポール、マレーシア、インドなどもあり、これらの国々では、現在使われている法律も、英国法の影響を受けていることから、非常に似た制度として発展してきている。会社法などは、それぞれの国での発展を意識し、それが効率的で合理的なものであれば、各国がその後の法制度の改正の参考にもしているため、それぞれ英国の統治から離れた今でも、お互いに近い内容となっている。また、裁判において、その国・地域の裁判所における前例がない場合には、英国の裁判所の判例とともに、互いの国・地域の判例が参考とされることも多い。この点、競業禁止義務についても足並みを揃えているのかと言えば、必ずしもそうとは限らず、これが英国法系の国々の、それぞれのポリシーを検討する上で役に立つ。

1. シンガポール

雇用期間終了後の競業禁止義務については、下記の場合を除き、原則無効とされている。

¹ キョウシステム事件（大阪地方裁判所平成12年6月19日判決）、新日本科学事件（大阪地方裁判所平成15年1月22日判決）等を指す。

- (a) 別の条項により保護されていない、認識されている法的な私有利益を保護するためのものであること。この点、シンガポールの

裁判所は一般的に、雇用者は、(i)取引や事業の関係の保護、(ii)安定した訓練された労働力の維持および(iii)営業秘密もしくは営業秘密に類する秘密情報の保護に、この法的な私有利益を有するものと認識している。

- (b) 条項が当事者の利益にとって合理的なものであること。
- (c) 条項が公共の利益にとって合理的なものであること。

シンガポールの裁判所では、競業避止義務を、関連する法的な私有利益を保護するのに必要な範囲でのみ執行可能としており、雇用期間終了後の競業避止義務の有効性については、①制限の期間と②制限の地理的および事業範囲が合理的かどうかを検討されている。その判断は、明確な基準が定められているものではなく、ケース毎に判断されることになる。この点、考え方としては、香港と非常に近い考え方をとっているといえる。

2. マレーシア/インド

シンガポールでも、上記のように雇用期間終了後の競業避止義務は限定的に解釈されているが、マレーシアやインドでは、より厳格な態度をとっている。

【表1】アジアの英国法系の国・地域における競業禁止義務条項の取り扱い

国	取扱い
香港	原則有効。ただし無効となる場合あり
シンガポール	原則無効。ただし例外的に有効
マレーシア	無効
インド	無効

マレーシアでは、Contract Act 1950 第 28 条において、「何者かが法によって認められた何れかの種類の職業、取引、または事業を行うことを制限するあらゆる契約は、その範囲において、無効となる」²旨を定めている。この規定については一定の例外が設けられているものの、雇用期間経過後の従業員に対する競業避止義務は、原則として無効ということになる。

また、インドでも Indian Contract Act 1872 において同じ文言の規定があるため、雇用期間終了後の従業員に対する競業避止義務が無効とされている(表1)。

3. 考察

上述のとおり、アジアの英米法系の国・地域において、退職後の競業避止義務については、原則無効、または、原則は有効としつつも一定程度の制限がなされているが、シンガポールと香港、マレーシアとインドでは、同じ英国法系の国であるにも関わらず、制限の度合いが異なる。この点、香港とシンガポールは国土が狭く、人口も少ない中で、外国資本を積極的に誘致することで富める国となってきたのに対して、マレーシアとインドは、外国資本に対して一定の制限を課すことで、その内国民を保護する政策をとって

² 原文は以下の通り: every agreement by which anyone is restrained from exercising a lawful profession, trade, or business of any kind, is to that extent void

きた国である。雇用期間終了後の競業禁止義務について、多少の考え方の差異が生じているのは、上記の考え方の相違に基づいたものであると思われる。他にも、雇用法を見ても、その国の考え方を見て取ることができる。英国法系のルーツを持つ国・地域の法律を一カ国学ぶことは、他の英国法系の国の法律を学ぶ上で非常に役に立つが、各国・地域の政治的な、根本的なポリシーを念頭に置くことによって、より頭の中で体系化しやすくなり、各国規制への理解が深まるだろう。



山中 政人 (やまなか まさと)
パートナー弁護士

2000 年慶應義塾大法学部法律学科卒業、2002 年 10 月弁護士登録(第二東京弁護士会 55 期)。2008 年より西村あさひ法律事務所に所属し、2011~12 年 Norton Rose 香港へ出向。現在、西村あさひ法律事務所シンガポール事務所共同代表。香港・シンガポール証券取引所上場等、日本企業のアジア進出を広くサポートしています。

西村あさひ法律事務所
NISHIMURA & ASAH I

岡田 早織(おかだ さおり)
日本国弁護士
ニューヨーク州弁護士



1999 年東京大法学部卒、2000 年弁護士登録。同年より 15 年まで西村あさひ法律事務所に所属し、主として中国および香港関連案件を担当。10~13 年西村あさひ法律事務所北京事務所首席代表。13~15 年、香港のメイヤー・ブラウン JSM 法律事務所出向。西村あさひ法律事務所の香港プラクティスにおける連絡事務所として 15 年 7 月 OKADA LAW FIRM 設立。

Business 【China】



中国における事業撤退の要点 ～自主清算の事例から～

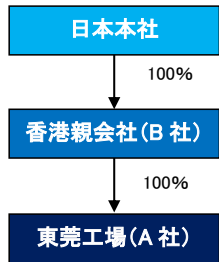
王鋭 深圳市中弘伝智コンサルティング

1. はじめに

ここ数年、人件費など運営コストの高騰を受けた製造業のアセアン・シフト等に伴い、華南地域における日系企業の合併、持分譲渡、清算などの再編・事業撤退案件が大幅に増えている。本稿では、事業撤退案件のうち、最も難易度が高いといわれる自主清算の実際の案件を事例に、自主清算に関連するプロセスおよびリスクを紹介する。

2. プロジェクト背景

【図表1】



A社は日本の大手企業が東莞に設立している進料加工工場であり、その親会社は香港にあるB社である。その持分構成図は次のとおりである(図表1)。A社は

主に電池製品の組み立てなど簡単な加工業務に従事しており、昨今は人件費の上昇や外資系企業に対する税務優遇策の取り消し等に伴い、利益も上がらず、3年連続で赤字に陥った。

3. 自主清算前の検討事項

- 企業の欠損現状は好転する見込みがあるか否か

A社は労働力集約産業に属するため、人件費が下がらない限り、経営を継続すれば欠損額はさらに拡大すると見込まれる。

- 合併、持分譲渡などその他の撤退方式が可能か否か

持分譲渡の可能性について検討したが、A社の持分を買収する相手がいなかった。

- 自主清算を可能とする十分な流動性資金・資産があるか否か

いざ清算に入ると、以下の通りキャッシュインおよびキャッシュアウトが発生すると予想される。

キャッシュイン	キャッシュアウト
1. 在庫・設備の処分	1. 従業員の経済補償金
2. 土地・工場の売却	2. 期限未満の業務契約により発生する経済賠償
	3. 清算期間中の費用
	4. 「二免三減半」およびその他の税収優遇政策等は清算により不適用になり、それにより発生する可能性がある損失

	5. 税務・税関調査^注による 追加納税、滞納金、罰金 等
--	--

注：清算企業は税務・税関登記の抹消にあたり、企業所得税、増値税・営業税、個人所得税および関税などを対象とする税務調査が行われるのが一般的である。調査の結果、申告漏れなどが発見された場合、未納額を追加納付することとなる。

清算実施後の対外送金および中国国内への入金は極めて難しいため、清算コストを事前に見極め、損失やコストをカバーできる程度の資金を確保しておかないと、自主清算から破産に発展してしまう恐れがある。仮に破産した場合、グループのブランドに悪影響を与えるリスクがあるため、A社は撤退方式の検討に際し、弁護士に依頼し、上記1、2の経済賠償額の試算を行った。また、会計士に依頼し、会社の設立以降、これまでの税務、税関および外貨リスクについて調査を行い、関連リ

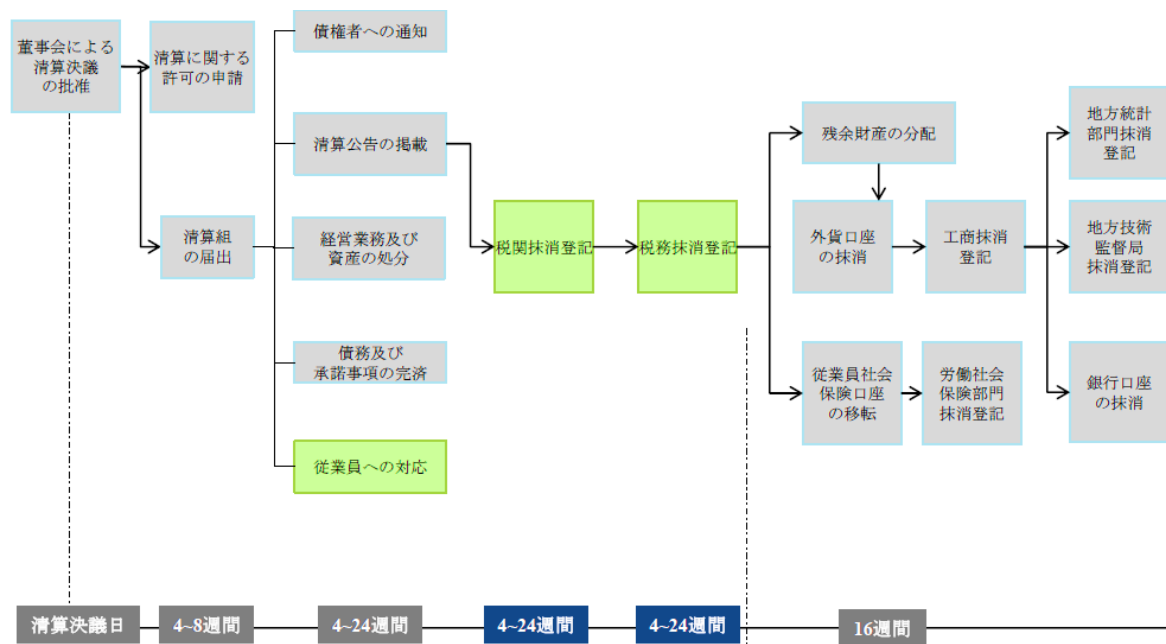
スクを分析し、数量化する作業を実施した。

その結果、自主清算を決定し、資金を確保するため、当局に対して清算に関する許可を申請する前に、外債の借り入れを行った。清算に関する主な手続きは図表2の示すとおりである。

✓ 清算に関する手続きのキーポイント：理事会メンバー、住所の変更

A社は対外経済貿易委員会に対して解散を申請し、許可を取得した。その後、突然、理事会メンバーであるC氏が会社を辞職した。A社を管轄する工商局と確認した結果、清算中の会社は原則的に理事会メンバーや住所等を変更してはならない。どうしても変更したい場合、解散申請を取り消し、もう一度正常経営状態に戻らなければならない。

【図表2】清算手続きフロー



注：図中の所要期間は過去のケースに基づく数字であり、実際に発生する期間は変化する可能性がある。また、税関、税務調査を受けた場合、所要期間は長くなると見込まれる。

また、資産処分において、A 社の土地と工場を買い取る D 社は、土地使用権と建物の所有権の名義変更後、A 社の跡地で新しい会社を設立したいと申し出た。

現行の会社法では、同じ登録住所に同時に二つの会社を設立してはならない。ただし、A 社の住所変更ができないため、現状、D 社は工場の住所で新しい会社を設立できない。

当時のアプローチとして、主管工商局の上級部門である東莞工商局と複数回交渉し、工商局の局長に対して特別申請した。結果的には、東莞工商局に A 社の主張が認められ、A 社は解散申請を取り消さずに無事に董事会メンバーの変更を済ませることができた。また、登録住所について、登録住所に枝番をつけることによって、無事会社新設に成功した。

4. 税務・税関上の要点

在庫処分に関わる税務問題

加工貿易（進料加工）の場合、輸入にかかる税金（関税・増値税）を納付せずに原材料を保税輸入する。この保税原材料は税関の監督管理の下に置かれているため、勝手に処理することはできない。

『中華人民共和国税関法』によれば、加工貿易において保税の対象になる輸入材料あるいは完成品が何らかの原因で国内販売に切り替えられた場合、税関は、国内販売の許可文書により、保税輸入材料に対し法により徴税する。

A 社は最後に残った在庫の 50 トンに対して、輸入関税と増値税を追納し、国内販売した。また、国内販売分に対して、販売増値税を申告した。

資産処分に関わる税務問題

A 社は清算プロセスにおいて、2008 年 5 月に輸入した中古設備 2 台を海外の関連会社に売却した。

『輸出貨物役務の増値税および消費税管理弁法』（国家税務総局公告 2012 年第 24 号）によると、輸出企業は 08 年 12 月 31 日前に購入した中古設備を輸出し、当該設備の仕入税額が未控除である場合、増値税免税・還付方法を適用することができる。従って、上記の設備を海外に輸出する場合、増値税が免除される上、期限内に税務局に申請すれば、増値税の還付も享受できる。また、増値税の免税とともに、都市維持建設税および教育費付加、地方教育費付加等諸付加税も免除となる。

また、関連の規定によれば、中古設備を輸出する場合、増値税還付額の計算方法は下記のとおりとなる。

- 1) 増値税の還付額＝余剰価値×還付率
- 2) 余剰価値＝税関輸入増値税専用納付書の完税価格×中古設備の簿価残高÷購入原価

A 社は国税局に関連資料を提出し、増値税の還付を申請した。その結果、無事に税務局に承認され、100 万元以上の還付を受けた。

なお、増値税還付を申請する要件として、以下のポイントが挙げられる。

- ✓ 設備輸入当時の増値税専用納付書のオリジナルを提出しなければならない。
- ✓ 中古設備を輸出する際、その品名、HS Code および規格は必ず輸入した当時の通関単と一致しなければならない。

加工貿易手冊のクローズ

A 社は上述のとおり、主に電池製品の組立業務に従事してきた。中国の税関管理において、進料加工企業は加工貿易契約締結後、所轄税関に加工契約内容を登録し、加工貿易手冊を取得しなければならない。

加工貿易手冊には、輸入資材・部品、原料損耗量、輸出完成品、余剰端材等が記録され、加工貿易企業が、加工契約毎の製品をすべて輸出した後、法定登録地の所轄税関に、輸入原材料、輸出製品の数量・金額や余剰端材の有無などの照合手続きを実施しなければならない。

余剰材料（税関システムの余剰材料がプラスの場合）があれば、次の手冊に繰り越すか、追加納税、単品使用量の修正で処理する。輸入不足（税関システムの余剰材料がマイナスの場合）があれば、国内領収書で、単品使用量の修正で処理する。これらをまとめると、余剰材料あるいは輸入不足をクリア（即ち、手冊の余剰材料数量が 0）して初めて手冊をクローズすることができる。

実務上、正常な経営状態であれば、余剰材料を次の手冊に繰り越せば、期限が満了する手冊をクローズできる。ただし清算の場合、税関業務

が停止され、新しい手冊の申請や使用ができない。さらに、税関の登記抹消を申請する前提条件として、必ず手冊を登記抹消しておかなければならない。

従って、最後の手冊をクローズするために、A 社は手冊の余剰材料および輸入不足に対して、税関に自主申告を申請し、税金、滞納金および罰金を納付した。その後、無事に手冊をクローズし、税関登録を抹消した。

税務調査の対応

中国における税務機関の徴税遡及期間は、税収徴収管理法および同法実施細則において以下の通り定められている。

1. 税務機関の過失による未納・過少納税の場合の徴税遡及期間: 3年間

税務機関による誤った指導（租税法律・行政規則の不适当的適用）や税務機関による違法行為の執行等、税務機関の責任（過失）により、税額の未納や過少納税となっていた場合。

2. 自己の責任による未納・過少納税の場合の徴税遡及期間: 3年～5年間

納税者が意図的ではない計算誤りや明らかな誤記入により税額未納や過少納税が発生した場合。

3. 脱税行為による未納・過少納税の場合の徴税遡及期間: 無期限

納税者が脱税および納税拒否、税の搾取により未納、過少納付もしくは還付を受けた場合。

A 社は主管する地税および市の国税の調査局に 08 年～13 年の経営状況に対して、立ち入り検査が実施された。A 社は税務局に対して積極的な協力姿勢を見せ、一部の非重要な問題点を自ら税務局に申告し、税金を追納することによって、大きな税金および罰金を回避した。

5. 非税務上の要点

A 社は製造業の E 社に土地と建物を売却する意向があり、双方が売却金額、引渡し期間、従業員の承継について合意し、売却契約まで締結した。

ただし、A 社が所在するハイテク技術園区の管理委員会は新たに入園する企業に対して以下の二つの要件を満足することを要求した。

- ✓ ハイテク、電子業界など指定された先進業界に属さなければならない。
- ✓ 将来、高い納税額を承諾しなければならない。

実際、名義変更の手続きを行うために E 社が入園申請をしたところ、管理委員会は E 社が上記条件を充足しないことを理由に E 社の申請を拒否した。この結果、E 社への売却が破綻し、最終的に、すでに入園していた別の D 社に不動産を売却した。

6. 終わりに

以上のように、自主清算は通常、長時間を要し、かつ、税関、税務局、国土局などあらゆる政府部門と交渉する必要がある。そのため、清算を検討中の企業におかれては、事前のプランニングが

何よりも大事であり、早めに計画を立てておくことをお勧めする。必要に応じて、専門家の力を借り、事前調査、当局との対応および関連手続きを任せることも選択肢の一つになるだろう。



王鋭 (Richard Wang)

深圳市中弘伝智コンサルティング
有限公司 パートナー
中税諮詢グループ シニアパートナー
中国公認会計士



四大監査法人に 10 年ほど勤務し、シニアマネージャーとして、華南地域の日系企業コンサルティングチームのリーダーを担当。2012 年に独立し、伝智コンサルティングを創設。中税諮詢グループの主要メンバー。日本会計士協会、中国税理士協会、在日本中国大使館、JETRO、中国地方政府機関、日本商工会等の機構が主催するセミナーにおいて、日本および中国に関する税務問題に関する講師を担当。



【China】解説・中国ビジネス法務 第 23 回

2016 年食品安全重点活動計画 および企業の留意点

鈴木 幹太 森・濱田松本法律事務所

I はじめに

2016 年 4 月 27 日に「2016 年食品安全重点活動計画の配布に関する通知」¹（以下、「本通知」）が施行された。本通知は 16 年の食品安全重点活動計画（以下、「本計画」）を示すものである。中国の人口は 13 億人を超え、世界最多であることから、食品関連の市場の規模も大きく、食品関連の事業にかかわる企業にとって中国の食品市場は引き続き重要な市場である。一方で、中国において、過去に、違法な食品添加物の混入した食品（乳幼児用粉ミルクなど）、残留農薬・獣薬により汚染された食品、環境汚染物質が混入した食品、品質保証期限切れ食品、および病気となった家畜・家禽の食肉等の流通並びに健康被害の問題が発生しており、食品の安全に対する国民の関心は高い。中国政府もこれを受けて、15 年 4 月に食品安全に関する基本法たる「食品安全法」²を改正公布している（以下、「改正食品安全法」。同年 10 月から施行）。

本計画は、国務院弁公室が、各省、直轄市等の人民政府、国務院の各部、委員会等に宛てて発布したものであるが、中国政府として、食品の安全を確保するための取り組みについて、その計画や、

目指すべき方向性を示したものであるため、中国において食品にかかわるビジネスに従事する上で理解しておくべき必要性は高い。以下に、本計画の概要を紹介するとともに、企業として留意すべき事項について述べる。

II 本計画の概要

本計画は、冒頭、中国の食品安全の情勢について、穏やかに良い方向に向かってはいるものの、食品安全の基盤はまだ脆弱であり、食品安全に関する潜在的リスクを無視できないと述べている。その上で、本計画を発布する目的として、食品安全の管理能力と保障水準をさらに向上させることを掲げている。以下、全 11 条の概要を解説する。

一 食品安全法規、制度の完全化の促進

改正食品安全法を執行、貫徹すべきことに加え、以下に示す食品安全分野の法令・規則制度を制定・改正することにより、食品安全法規、制度の完全化を促進するとされている。

制定予定	改正予定
① 家畜家禽処分管理条例	① 食品安全法实施条例 ② 農産品品質安全法 ③ 食糧法 ④ 農薬管理条例

¹ 国弁発〔2016 年〕第 30 号。原文は下記を参照されたい。
http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-05/11/content_5072221.htm

² 主席令第 21 号、全人代常務委員会 2015 年 4 月 24 日改正公布、2015 年 10 月 1 日施行

また、以下に示す規則制度の制定・改正が予定されている。

- ① 食品表示ラベル管理
- ② 監督検査
- ③ インターネットによる食品販売業の経営
- ④ 特殊食品登録
- ⑤ 保健食品目録管理
- ⑥ 鉄道運営食品安全監督管理および国境食品監督管理

二 食品安全標準体系の整備

食品安全国家標準目録、地方標準目録等を整備することが定められている。主な施策としては、①食品安全国家標準目録、地方標準目録の作成、②整理統合後の食品安全国家標準の公布、その他関係する食品標準の廃止、修正、③農薬残留標準体系のさらなる改善にかかる活動方案(2015～2020年)の実施、および農薬残留標準 1000 項、獸薬残留標準 100 項、農業の業種標準 300 項の新たな制定等が示されている。

三 食用農産品の原生産過程の管理の強化

食用農産品の原生産過程の管理は、改正食品安全法で確立された食品安全業務の原則とされている³。安全な原材料が供給されなければ、安全な食品を生産できないことは明らかであり、食用農産品の原生産過程の管理により、たとえば、中国で大きな問題となっている農薬や獸薬の残留問題を解

決することを目指している。本計画は、食用農産品の原生産過程の管理を強化することをうたっているが、この項目は本計画の中でも最重要の項目の一つであるため、下記に内容を詳しく解説する。

本項目は、以下の内容を示している。

- ① 関連する標準の整備、トレーサビリティ制度の確立、市場抽出検査制度の実施を強化し、農薬等の農業投入品の使用管理制度を厳格に実行する。
- ② 農薬や獸薬残留問題を解決するために、農薬、「三魚両薬」(ケツ魚⁴、イシビル⁵、雷魚⁶の養殖に際し、発がん作用があるとして使用が禁止されているが、病気の発生防止に特効があるとして違法に使用されるマラカイトグリーン⁷、ニトロフラン⁸のこと)、家畜用抗菌薬、「瘦肉精」等の使用を禁止または制限するプロジェクトおよび、家畜・家禽・水産養殖物等に対し規定に反する形での抗生物質の使用に対する対策を展開する。
- ③ 禁止されている薬品を違法に添加すること、病死した家畜・家禽を買い集めて解体流通すること、肥料、飼料、農薬等について、偽物を生産および販売すること等に対し、厳しく調査および処罰を行う。

⁴ 鰱魚。スズキに似た淡水魚。

⁵ 大菱鲆。

⁶ 烏鰂。

⁷ 孔雀石绿。

⁸ 硝基呋喃。

⁹ 塩酸クレンブテロール。豚等の家畜に投与すると、値段の高い脂身の少ない肉質になるが、当該豚肉を摂取した場合、おう吐等の中毒症状を起こすなど人体に有害であるとして、飼料添加剤としての使用が禁止されている。

³ 改正食品安全法第 42 条、第 46 条、第 49 条、第 50 条、第 51 条など。

- ④ リスクおよび隠れた問題点について、重点監督管理リストを作成し、巡回検査、抽出検査を強化し、検査摘発を関係各署が連動して行う。
- ⑤ 無公害食用農産品、緑色食品¹⁰、有機食品、産地表示食品等の安全で優良な食用農産品の生産流通を促進する。
- ⑥ 生産地の環境保護と原生産過程管理を強化する。大気、水質、土壤汚染対策を強化し、排出される汚染物の食品安全に対する影響を低下させる。食糧の重金属汚染対策に関する各措置を強化する。
- ⑦ 国外を原産地とする食品の品質安全監督検査を強化し、輸出食品農産品の品質安全モデル地区の建設を継続推進する。
- ⑧ 食品等の冷蔵冷凍物流チェーンを確立し、その運営に関する標準を定めることにより、当該チェーンの水準を高める。
- ① 乳幼児用粉ミルクの成分調整、特殊な成分調整健康食品および保険食品の登録管理を規範化する。
- ② 乳幼児用粉ミルクと乳幼児用補助食品、乳製品、肉製品、白酒、調味料を添加した麺製品、食用植物油、食品添加剤等の重点食品の監督管理を引き続き強化する。
- ③ 法令上認められていない食品添加物の使用や、法令で認められた量と使用範囲を超える食品添加物の使用の問題の解決に尽力する。
- ④ 輸入された食用植物油、養殖水産品、肉類、酒類等の重点食品について、専門検査を実施し、乳幼児用粉ミルクの輸入の際に品質安全に関する全面検査を実施する。
- ⑤ 汚染された食糧の買上げ・処分措置を適切に実施し、汚染食糧の市場への流入を防止する。

四 リスクの防止およびコントロール措置の強化

行政の審査認可、抜き取り検査の監視測定、監督検査の権限の区分を検討し、権限を明確にし、権限と責任の整合を監督管理する体制を整える。

五 特に重点を置くべき問題に対する総合的な対応

食品安全に関する潜在的リスク、特に重要な問題と監督管理措置に関するリストを制定する。具体的な重点項目として以下が掲げられている。

- ⑥ 農村食品安全対策、農村の食堂管理を規範化し、学校食堂、キャンパス周辺の食品安全対策を展開し、観光地、鉄道営業場所等の飲食重点管理区域の一体的な監督検査を実施する。
- ⑦ 食用農産品の卸売市場経営およびインターネット食品経営を規範化する。

六 生産経営主体の責任の厳格な実行

食品生産経営主体責任の意識を強化し、企業が厳格に訓練および育成、審査、リスク自己評価、生

¹⁰ 汚染のない環境で生産された高品質の食品およびそのマークのついた食品。

産品のリコール、全過程の記録、応急処置等の管理制度を厳格に実施するよう促し、生産経営の全過程をカバーする食品安全管理コントロール措置を強化する。

七 違法行為を厳罰に処し、犯罪に厳しく対処する態勢の保持

違法行為、案件情報の総合的分析を強化し、遅滞なく共通する問題を総括し、業界の因習に対し、法に基づき厳しく対処する。

八 食品安全監督管理能力の構築強化

国家食品安全“十三五”計画を編成し、政策の支持を強め、保障措置を強化する。

九 食品安全責任制の実行

食品安全責任制を強化し、食品安全業務の評価および審査規則を制定する。

十 食品安全社会の共同整備

提訴、告発する体制および能力の整備を強化し、告発等を行うルートを確保する。

十一 統一化された権威のある監督管理体制の整備

中国において、食品安全に取り組む部門は、食品薬品監督部門、農業部、国家食糧局、国家衛生計生委員会、環境保護部、国務院食品安全委員会弁公室、国家品質監督検査検疫総局等、多岐にわたっている。このためたとえ被害者が、どこに苦情を申し立て、告発をすればよいのか、理解が難しい等の事態を招いている。こうした事態を受け、統一化された権威のある監督管理体制および制度の

完全化を促進し、食品安全監督管理業務の専門性および組織性を増強することが目指されている。

III 企業の留意点

本計画について、食品事業を営む企業（以下、「企業」）の留意点は以下のとおりである。

第1に、本計画において、改正食品安全法の施行を受け、関連する法令および規則を制定・改正することが示されている（Ⅱ一）。また、食品安全標準および残留農薬に関する標準を制定・改正することを要求している。どちらも企業にとって重要であるが、特に食品安全標準および残留農薬・獣薬に関する標準の制定・改正の内容をフォローし、自社の提供する食品やその原材料が、制定・改正後の標準に適合しているか確認する必要がある。

第2に、本計画の中でも、食用農産品の原生産過程の管理（Ⅱ三）が特に重視されている。これらは企業に対しても、既に改正食品安全法第42条、第46条、第49条、第50条、第51条等により、関連する義務が定められているところである。本計画の内容からすれば、今後、食用農産品の原生産過程の監督管理、検査、処罰等は、さらに厳格に実行されていくものと考えられる。自社がこうした法律上の要求および監督管理等に適切に対応することに加え、取引先が、こうした要求等に対応できているかをチェックしていく必要がある。

第3に、本計画は、特に重点を置く食品として、乳幼児用粉ミルクおよび栄養補助食品、乳製品、肉製品、養殖水産品、酒製品、食用植物油、食品添加物を列記している（Ⅱ五）。これらの食品は、これまで、健康被害に関する深刻な問題が多く発生してきた食品であり、現段階においても食品安全に

関するリスクは低いとはいえないことから、特に重点を置く食品として指定がなされていると考えられる。すなわち、中国において、これらの食品は、食品安全に関する高リスク食品である可能性があるという認識が必要である。当局の監督管理が強化されたとしても、今後、同様または類似の問題が程度の差こそあれ発生することは避けられないと考えられる。自社のサプライチェーンにおいて、食品安全に関する事故が発生することを防止するため、自社および仕入先等の生産過程の管理検査確認等必要な対策を着実に実行していく必要がある。

IV まとめ

中国の食品安全関連の規制は、必要となる許認可、クリアすべき規制が多く、かなり複雑なものとなっている。一方で、食品安全に関しては、中国のみならず、世界の耳目を集める事件も中国において発生しており、国民の関心も高い。本計画でも明らかなように、中国における食品安全の規制はより強化され、検査、処罰も厳格に実行されていく方向にある。企業は、自社および原材料の供給を受ける生産者等において、食品安全を確保する措置が適切になされているか、これらの規制に対応できているかを慎重に管理し、検査確認する必要がある。こうした対応にはコストも時間もかかると思われるが、中国において、食品安全を確保し、継続することは簡単なことではなく、自社のかかわるサプライチェーンから食品安全に関する事故が発生することを防止するためには、こうした対応は欠くべからざるものであるという認識を持つ必要がある。



森・濱田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

鈴木 幹太
(すずき かんた)

森・濱田松本法律事務所
弁護士(日本)

2000年三井金属鉱業株式会社入社、早稲田大学法科大学院を経て2008年弁護士登録。以来、主として中国・台湾に関連するM&A、独禁、投資、撤退、労務、IT、知財等の案件に取り組んでいる。2016年秋ころより森・濱田松本法律事務所北京オフィスに赴任予定。



【アジア経済情報】

マレーシア

景気は 2016 年に減速、17 年に加速へ

稲垣 博史 みずほ総合研究所

16 年 1Q の成長率は低下

16 年 1Q (1～3 月期) の実質 GDP 成長率は前期比年率 +4.2% で、15 年 4Q の同 +5.0% から低下した (図表 1)。1Q は在庫投資の寄与度が非常に大きく、景気実態は成長率が示すよりも低迷していたと判断する。

総固定資本形成は、油価下落に伴う緊縮的な財政スタンスを背景に公共投資が低迷したことから、前期比年率 ▲5.7% と減少した。

財貨・サービス輸出は、前期比年率で 2 桁の大幅マイナスだった。世界経済が低迷する中、電機・電子製品や化学などが不振だった。一方、輸入も大きく落ち込んだ。純輸出の寄与度は ▲7.0%PT の大幅マイナスだった。

個人消費は、2 四半期連続で前期比増加した。雇

用・所得環境が底堅く推移する中、15 年 8～11 月のヘイズ (煙害) に伴う外出手控えの反動が現れた。

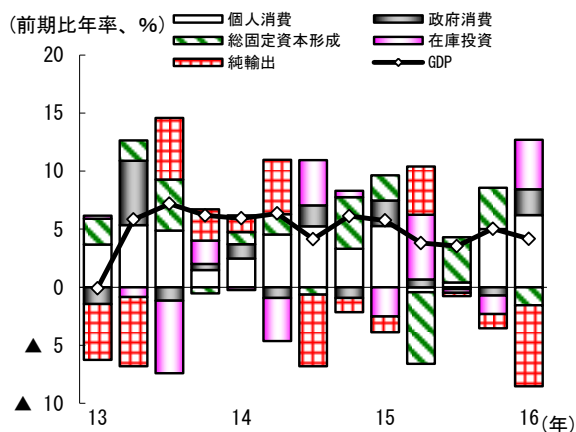
GDP を供給サイドからみると、エルニーニョ現象に伴う干ばつの悪影響で、農林水産業の実質付加価値生産額が大きく落ち込んだ。このことは、輸出などの下押し要因になったとみられる。

16 年 4 月の消費者物価指数 (CPI) をみると、前年比 +2.1% と 3 月の同 +2.6% から鈍化した (図表 2)。前年 4 月の消費税導入による押し上げ分が剥落したことが主因である。16 年から発表されるようになったコア CPI も、4 月は同 +2.3% と 3 月の同 +3.6% から同様に鈍化した。

為替レートは 3 月に上昇、4 月終盤から下落

リングの対米ドルレートは、3 月は原油価格の持ち直しなどを背景に、上昇傾向だった (次頁図

図表 1 実質 GDP 成長率



図表 2 消費者物価指数

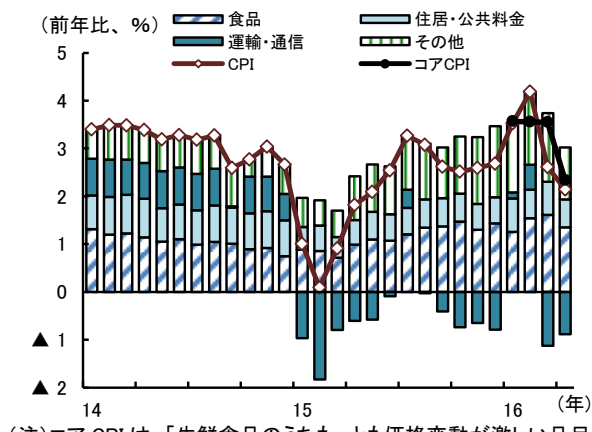


表3)。4月はおおむね横ばい圏の推移となったが、国営投資会社1MDB の債務問題再燃などから(注目点参照)同月終盤以降は下落基調となった。

外国人雇用の抑制策を緩和

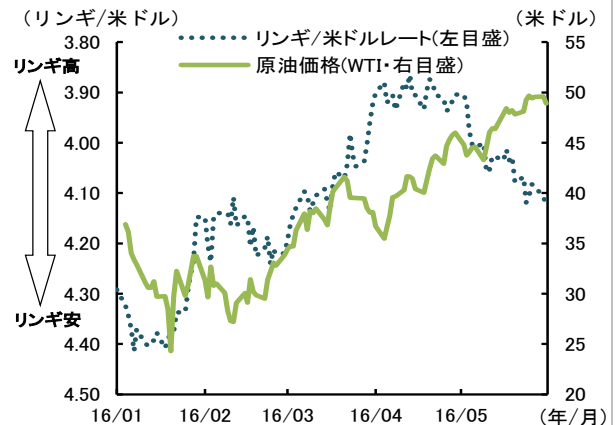
政府は1月、歳入確保のため外国人労働者への課税額引き上げを発表していたが、唐突かつ引き上げ幅が大き過ぎるとして企業が反発、導入が先送りとなっていた。そこで3月、政府は引き上げ幅を圧縮することを発表した(図表4)。また政府は、外国人の不法就労に対する取締り強化の一環として、外国人労働者の新規受け入れを3月から停止していたが、悪影響が大きいとして企業が反発。政府は5月、製造・建設・家具・農園の4業種において受け入れ再開を認める方針を示した。これらの結果、外国人労働者に依存する企業への下押し圧力は、緩和されるだろう。

景気は16年に減速、17年に加速

16 年を展望すると、欧米経済の緩やかな回復を受けて輸出は持ち直すものの、財政政策は緊縮モードであり、また上述のエルニーニョ現象の影響もあるため、同年の成長率は低下するだろう。

17 年は、輸出の緩やかな回復が続き、輸出関連業種を中心に設備投資にも明るい動きが波及する見通しである。エルニーニョ現象の反動で農業生産が拡大することも見込まれる。成長率は、16 年が+3.7%、17 年が+4.3%と予測する。

図表3 為替レートと原油価格



(注)直近は5月31日。

(資料)CEIC Data よりみずほ総合研究所作成

図表4 外国人労働者への課税額 (リンギ/年)

	引上前	1月案	引上後
サービス業	1,830		
製造業	1,250	2,500	1,850
建設業	1,250		
農園	590	1,500	640
農園	410		
メイド	410	410	410

(資料)各種報道よりみずほ総合研究所作成

【注目点:1MDB 債務問題が再燃】

巨額債務問題と不正資金疑惑に揺れる国営投資会社の1MDBが発行した一部の債券の利払いが、4月18日に滞り、債務不履行に陥った。資金不足に陥っていた1MDBは15年5月、アラブ首長国連邦アブダビ政府の投資会社であるIPICとの間で、①IPICが同債券に保証を供与するとともに利払いを代行すること、②見返りとして1MDBがIPICに11億米ドルを支払うことで合意していた。しかし、この11億米ドルの支払が行なわれたかどうかで対立し、両社とも利払いを実施しなかったため債務不履行となった。1MDBが発行した別の債券もデフォルトに至るのではないかとの見方が広がり、上昇傾向にあった通貨リングは大きく下落した。結局、両方の債券とも、IPICが利払いを実行することとなった。

1MDBの債務問題が再燃したことで、マレーシア政府への信認が低下する恐れがある。スイス金融当局が5月24日に、同国のBSI銀行が1MDBの資金洗浄に関与したと発表しており、不正資金疑惑についても新たな動きが出てきた。これらの問題の影響について、短期的にはリング下落による輸出企業の収益改善というプラスの影響の可能性があるものの、1MDB問題が長引き国債の格下げと国債金利の上昇といった事態にまで至るのであれば、悪影響の方が大きくなるだろう。

Back Issues

2015 年 12 月発行 第 48 号

- ・ラオス～ランドリンクで活きるプラスワン戦略の未来～
- ・中国企業による海外 M&A にかかる留意点
- ・India: インドの税制 [56] インドにおける内部統制制度
- ・Vietnam: ベトナムにおける改正企業法の施行細則
- ・Vietnam: ベトナムにおける監査役の役割と有効活用
- ・Indonesia: インドネシア会計制度と中央銀行新為替規制
- ・China: 解説・中国ビジネス法務 [20] 事業者集中申告義務違反に関する中国商務部の決定
- ・China: 中国の中小企業買収にかかる財務・税務デューデリジェンス

2016 年 1/2 月発行 第 49 号

- ・2015 年下期為替市場の回顧と 16 年の見通し
- ・香港の資金動向～2015 年の回顧と 16 年の展望
- ・India: インドビジネス最新情報 [18] インド物品・サービス税 (GST) に関するアップデート
- ・Vietnam: EPE (輸出加工企業) の国内販売および販社活動の検討
- ・Malaysia: マレーシアでの駐在員にかかる就労ビザの取得と留意点
- ・Singapore: シンガポールにおける事業再編、清算にかかる法令および手続き
- ・Indonesia: インドネシアの外国人雇用に関する新規制 (規則 16 号と 35 号)～最新規制の事実上の一部撤廃～
- ・China: 中国ビジネス法律講座 [49] 競業禁止にかかる代表的な誤解とその修正

2016 年 3 月発行 第 50 号

- ・TPP 協定によるベトナム繊維産業への影響
- ・金融統括会社による SWIFT 事業法人接続の活用
- ・Thailand: タイの 2015～16 年 法令・制度改正の動向
- ・Vietnam: TPP 協定による小売業規制の大幅緩和
- ・India: インドの税制 [57] 税源侵食と利益移転 - BEPS 行動計画
- ・Philippines: フィリピンでの法人設立
- ・China: 解説・中国ビジネス法務 [21] 中国テロリズム防止法の制定と企業への影響
- ・Hong Kong: 香港新会社法下での裁判所外合併に関する税務指針

2016 年 4 月発行 第 51 号

- ・中国国内販売にかかる決済方法とリスクヘッジ (前編)
- ・ASEAN 市場での販売拡大に取り組む日系企業
- ・India: インドビジネス最新情報 [19] 2016 年度インド政府予算に伴う税制改正
- ・Vietnam: ベトナムにおける最新の外資商社・販売会社設立手続きと実務上の留意点
- ・Taiwan: 台湾における統一發票の種類と発行時期

- ・Hong Kong: 香港における契約関係の新法令～契約(第三者の権利)条例～
- ・China: 上海自由貿易試験区における法律事務所による集中登記
- ・China: 中国における事業再編 ～解散・吸収合併の事例から～

2016 年 5 月発行 第 52 号

- ・中国国有企業改革の現状～改革は「民営化」なのか～
- ・中国国内販売にかかる決済方法とリスクヘッジ (後編)
- ・Philippines: フィリピンの外資規制
- ・Vietnam: ベトナムにおける付加価値税 (VAT) の還付
- ・India: インドの税制 [58] 所得の計算および開示に関する基準 (ICDS)
- ・Malaysia: マレーシア新会計基準 MPERS の導入とその特徴
- ・Singapore: シンガポール 2016 年度予算案
- ・China: 解説・中国ビジネス法務 [22] 建設プロジェクト環境影響事後評価管理規則 (試行) の制定と企業の留意点
- ・Taiwan: 台湾における会社設立のステップと留意事項

2016 年 6 月発行 第 53 号

- ・ベトナムへの関心を高める日本の製造業企業～2015 年度「アジアビジネスアンケート調査」から～
- ・成熟フェーズにおける為替リスクマネジメント
- ・India: インドビジネス最新情報 [20] インドにおける対外商業借入 (ECB) 規制に関する改正
- ・Vietnam: ベトナム現地法人設立にあたっての事務上の検討事項
- ・Indonesia: インドネシアにおけるネガティブリストの改正
- ・Hong Kong: 香港の統括会社の最新動向とコーポレート・トレジャリー・センターに対する税制優遇案の概要
- ・China: 企業の繰り上げ解散による労働契約終了時の経済補償金
- ・China: 「《中華人民共和國物権法》の適用における若干の問題に関する最高人民法院の解釈(一)」についての解説

2016 年 7/8 月発行 第 54 号

- ・2016 年上期為替市場の回顧と下期の見通し～ドル円およびオフショア人民元相場を中心に～
- ・香港における商標登録
- ・India: インドの税制 [59] 新会社法のもとでの現地法人の設立手続き
- ・Malaysia: 知っておきたいマレーシアの法人税申告のポイント
- ・Vietnam: 初めてベトナムへ駐在する場合の個人所得税申告の実務における留意点
- ・Vietnam: ベトナム民法の改正～表見法理の新設～
- ・Philippines: フィリピンの投資環境
- ・China: 私募投資ファンド募集行為管理弁法の解説
- ・China: 営業税から増値税への改革～生活サービス業への影響～

バックナンバーのご用命は、巻末記載の連絡先もしくは営業担当者まで、お気軽にお申し付けください。

みずほ銀行

香港営業第一部

中国アセアン・リサーチアドバイザー

TEL (852) 2102-5486

国際戦略情報部（日本）

TEL (03) 6838-1291

産業調査部アジア室（シンガポール）

TEL (65) 6416-0344

One MIZUHO
Building the future with you

免責事項

1. 法律上、会計上の助言

本誌記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。また、弁護士など専門家を紹介することで費用は一切頂きません。

2. 秘密保持

本誌記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。

3. 著作権

本誌記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

4. 諸責任

本誌記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。各申請項目については、最終批准の取得を保証するものではありません。みずほ銀行香港支店はみずほフィナンシャルグループに属するグループ会社と協同してお客様をサポートします。また、みずほフィナンシャルグループに属するあらゆる会社から提供されるサービスは当該サービスが行われた国・地域・場所における法律、規制及び関連当局の管轄下にあります。